

事 務 連 絡
平成20年7月24日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災管理課長補佐（企画担当）
補償課長補佐（業務担当）
職業病認定対策室長補佐

平成19年度石綿ばく露作業に係る認定事業場の公表に関する作業、
既公表事業場の所在地情報の公表に関する作業及び死亡年統計に関
する作業について（その2）

標記については、平成20年6月27日付け事務連絡（以下「6月27日付け事務連絡」という。）により、各局に確認等作業を依頼し、各局からは作業結果報告を提出していただいたところであるが、本省において当該結果報告の精査を行った上で、引き続き各局に標記作業を行っていただくこととしている。

については、別添1「公表対象事業場に対する確認等作業要領」及び別添2「既公表事業場に対する事業場所在地の確認等作業要領」を作成したので、下記により、所要の作業を実施の上、その結果を本省に報告されたい。

記

1 平成19年度石綿ばく露作業に係る認定事業場の公表に関する作業

別添1「公表対象事業場に対する確認等作業要領」に基づき、所定の作業を実施の上、平成20年8月27日（水）までに報告すること。

なお、別途「事業場別リスト」及び「認定者別リスト（事業場連番対応）」を送付（メールに添付して送信）する。

原則として本作業により確認された内容が公表予定情報となるが、再度本省において内容を精査・確認の上、公表することとしている。

また、現時点において、公表の方法、期日については未定であるが、詳細が確定次第、連絡することとしている。

2 既公表事業場の所在地情報の公表に関する作業

別添2「既公表事業場に対する事業場所在地の確認等作業要領」に基づき、所定の作業を実施の上、平成20年9月26日（金）までに報告すること。

なお、別途「所在地情報確認リスト」を送付（メールに添付して送信）する。

3 死亡年統計に関する作業

作業内容等については、6月27日付け事務連絡の記の3により指示しているとおりであるが、今後の作業については別途指示する。

公表対象事業場に対する確認等作業要領

第 1 作業の目的及び概要

1 作業の目的

今回の作業の目的は、公表対象事業場（以下「事業場」という。）に対し、「公表予定内容確認票」（様式 2-1 及び 2-2）（以下「確認票」という。）を送付・回収することにより、

ア 事業場公表の趣旨・目的と公表予定内容を事前に通知し、公表について理解を促すとともに公表予定内容に誤りがないことを確認させること

イ 事業場に送付した「確認票」（「事業場担当責任者」等が記載されたもの）を事業場から回収すること

ウ 公表に当たって、事業場が特に申し立てる事項（以下「特記事項」という。）の有無と当該理由の適否を確認し、事業場公表を行う際に公表するリスト（以下「公表リスト」という。）に特記事項として記載する内容を確定することを目的として実施する。事業場に対する公表予定内容の通知は、公表に関し、事前に事業場の同意を得ることを目的とするものではないことに特に留意すること。

2 作業の概要

本省からは「事業場別リスト」及び「認定者別リスト（事業場連番対応）」を労働基準行政情報システムの都道府県労働局（以下「局」という。）の労災補償課長のメールアドレスに送信する。

(1) 事業場への「確認票」の送付及び回収

本省補償課（以下「本省」という。）から送信された「事業場別リスト」から「確認票」を作成・印刷し、事業場へ送付する。事業場に公表予定内容に誤りがないか確認させた後、発送元の局又は労働基準監督署（以下「署」という。）に「確認票」を提出させる。

(2) 事業場の申立てへの対応

「確認票」等の送付後、事業場から公表拒否などの申立てがなされた際には、別紙 3「事業場対応マニュアル（Q & A）」に基づき、事業場名等の公表の趣旨・目的を説明するとともに、事業場からの申立てを正確に聴取の上、申立て内容に応じて特記事項として記載するよう指示するなど適切に対応すること。

(3) 「確認票」の回答に基づく対応

公表対象事業場から回収した「確認票」の内容を確認し、当該内容を修正す

る必要がある場合は、当該事業場に電話により修正点の説明を行うとともに、修正することについて了解を得るなど適切に対応すること。

(4) 本省報告

事業場から回収した「確認票」等の関係資料について、本省職業病認定対策室へ書留により郵送するか又は送信元（本省）あてメールにて送信すること。

第2 本省から送信するリスト

1 リストの概要

本省より、送信するリストは次の2種類である。

(1) 事業場別リスト

6月27日付け事務連絡において作業依頼し、提出された「認定者別リスト」を基に、事業場ごとに名寄せを行い、各事業場の情報をまとめたものである。

(2) 認定者別リスト（事業場連番対応）

6月27日付け事務連絡において作業依頼し、提出された「認定者別リスト」を、各局の訂正を踏まえ、並べ替えを行い、かつ、上記「事業場別リスト」における「事業場連番」を付したものである。

なお、「事業場連番」は、「事業場別リスト」と「認定者別リスト（事業場連番対応）」（以下「認定者別リストA」という。）における共通コードとなっている。

2 事業場別リスト

(1) 構成

事業場別リストは、エクセルファイルであり、次の9枚のシートから構成されている。

ア 事業場別リスト・・・認定者名及び支給決定時の事業場名等を一覧表としたもの。

イ A表・・・平成17年7月29日に公表した「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表」の第1表、第2表をまとめたもの。

ウ B表・・・平成17年8月26日に公表した「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表」の第1－1表、第1－2表をまとめたもの。

エ C表・・・平成17年8月26日に公表した「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表」の第2－1表、第2－2表をまとめたもの。

オ D表・・・平成20年3月28日に公表した「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表（第1表）」

カ E表・・・平成20年3月28日に公表した「石綿ばく露作業による労災認

定等事業場一覧表（第2表）」

キ F表・・・平成20年6月12日に公表した「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表（第1表）」

ク G表・・・平成20年6月12日に公表した「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表（第2表）」

ケ 確認票の印刷・・・事業場別リストから「公表予定確認票」を自動印刷するためのもの。

(2) 項目

事業場別リストの項目は、次のとおりである。

項目名の欄の背景色がピンク色の項目（リスト項目7、22、24から28、43から46）は、事業場に対し「確認票」により通知する項目である。

なお、事業場別リストのデータについて誤り等が見つかり、訂正が必要である場合は、局において訂正せず、本省職業病認定対策室職業病認定業務第2係（以下「認定業務第2係」という。）まで速やかに電話連絡（内線5571、5572）の上、様式8「事業場別リストの訂正一覧表」を電子メールにて発信元あて提出すること。

ア 支給決定時の事業場名【リスト項目5】

リスト項目4の「最終ばく露作業当時の事業場名」の支給決定時における事業場名を記載している。社名変更等により事業場名が変更となり、認定者が複数いる場合で認定者ごとに支給決定時の事業場名が異なる場合は、当該事業場名をNo.2及びNo.3に記載している。

イ 事業場所在地【リスト項目7】

「確認票」に記載する事業場所在地である。

ウ 認定件数【リスト項目22】

平成19年度における事業場ごとの認定件数内訳であり、本認定件数は「確認票」に記載する件数である。

事業場における認定者の内訳については、認定者別リストAを参照すること。

エ 石綿ばく露作業の状況一覧【リスト項目23】

最終ばく露事業場における認定者ごとの石綿ばく露作業の状況を1から36のコード番号により分類している（コード番号と石綿ばく露作業については、様式3-1又は3-2の別紙を参考のこと。）。

なお、本項目のコード番号を文字情報に変換したものが、【リスト項目45】である。

オ 前回公表時の事業場名【リスト項目24】

平成 17 年以降の事業場公表において既に事業場名を公表している事業場については、直近の公表時の事業場名を記載している。

なお、本項目の情報は、確認票に記載される情報である。

カ 公表したばく露作業【リスト項目 25】

平成 20 年 3 月及び 6 月に既に公表された事業場について、公表時のばく露作業を記載している。

なお、本項目の情報は、確認票に記載される情報である。

キ 事業場としての石綿取扱い期間【リスト項目 26】

平成 17 年以降の事業場公表において既に事業場名を公表している事業場については、直近公表時の石綿取扱い期間を記載している。

なお、建設業の場合は、確認票に記載されない。

ク 現在の石綿取扱状況【リスト項目 27】

平成 20 年 6 月及び 3 月に公表された事業場について、前回公表時の石綿ばく露状況を記載している。

なお、本項目の情報は、確認票に記載される情報である。

ケ 特記事項【リスト項目 28】

平成 17 年以降の事業場公表において既に事業場名を公表している事業場については、直近の公表時の特記事項を記載している。

なお、本項目の情報は、確認票に記載される情報である。

コ 事業場廃止確認【リスト項目 29】

事業場廃止の場合、「1」を入力する。

サ 事業場への接触可否【リスト項目 30】

事業場廃止等により、事業場へ確認票を送付ができない場合、「1」を入力すること。ただし、事業場が廃止している場合であっても、本社又は承継事業場等に確認票の送付が可能である場合には、「1」を入力しないこと。

シ 全体累計件数【リスト項目 43】

同一事業場（前回の累計グループ化作業において、同一であると判断した事業場を含む。）における平成 19 年度までの累計件数について記載している。

なお、全体累計件数の内訳については、リスト項目 32 から 42 を参照すること。

ス 公表事業場名【リスト項目 44】

公表する事業場名を記載している。

本項目には、原則として「最終ばく露作業当時の事業場名」（以下「最終ばく露事業場名」という。）（リスト項目 4）を記載しているが、「支給決

定時の事業場名」(リスト項目5)が「最終ばく露事業場名」と異なる場合には、括弧書きで支給決定時(現在)の事業場名を付記している(例えば、「支給決定時」が「〇〇造船株」で、「最終ばく露時」が「□□ドッグ株」の場合は、□□ドッグ株(現 〇〇造船株)となる。)。なお、支給決定後に事業場名が変更されたことにより、支給決定時の事業場名と現在の事業場名が異なる場合は、括弧書きには現在の事業場名を付記している。

なお、本項目の情報は、確認票に記載される情報である。

セ 石綿ばく露作業状況【リスト項目45】

平成19年度の認定者における石綿ばく露作業状況について記載している。

本項目は、確認票に記載される情報であるが、平成20年3月及び6月に公表した事業場については、本項目の情報ではなく、リスト項目25のばく露作業が確認票に記載される。

ソ 同一事業場として決定件数を累計する事業場名【リスト項目46】

累計件数を計算する際に、同一事業場として決定件数を累計する事業場名を記載している。

なお、当該事業場名の根拠を確認する場合は、リスト項目47～55を参照すること。

第3 事業場への「確認票」の送付及び回収

1 公表予定内容の事前確認のため事業場に送付する書類について

今回の作業に当たり、事業場に送付する書類は、下記(1)から(3)のとおりである。今回の作業に係る様式については、別添1「作業に係る様式集」を参照すること。

また、「確認票」の作成及び送付については、下記2及び3によること。

なお、一人親方等の特別加入者、事業場不明については、公表予定内容の事前確認のための書類は一切送付する必要はない(中小事業主等の特別加入者には、「確認票」を送付すること。)。廃止された事業場については、後記3の(3)の「廃止された事業場に対する対応」によること。

(1) すべての事業場共通

「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場名等の公表予定内容の確認について」(以下「事業場あて通知文」という。)(様式1)

(2) 建設業以外の事業場

ア 公表予定内容確認票(様式2-1)

イ 「公表予定内容確認票」の記入要領(ご確認及び修正について)(以下「確認票記入要領」という。)(様式3-1)

ウ 船舶製造又は修理業に係る石綿取扱い状況確認票（様式４）※

※ 様式４は「事業場別リスト」の「当時の業種」に業種コード５９（船舶製造又は修理業）が入力されている事業場についてのみ上記ア及びイの書類と併せて送付すること。

（３）建設業の事業場

ア 公表予定内容確認票（建設業）（様式２－２）

イ 確認票記入要領（建設業）（様式３－２）

２ 「確認票」等の作成・印刷について

本省から送信する「事業場別リスト」のエクセルファイルに「事業場あて通知文」（様式１）及び「確認票」の作成・印刷フォーマットが添付されているので、別紙２「公表予定内容確認票の作成・印刷マニュアル」に基づき、エクセルデータより「確認票」を作成・印刷すること。

なお、建設業と建設業以外とは公表予定内容が異なることから、建設業以外の事業場に送付する「確認票」（様式２－１）と建設業の事業場に送付する「確認票（建設業）」（様式２－２）の二種類を事業場の業種に応じて作成・印刷すること。

また、事業場に対する確認及び修正方法を解説した「確認票記入要領」（様式３－１及び３－２）も建設業以外の事業場に送付するものと建設業の事業場に送付するものの二種類があるので、事業場の業種に応じて、別紙１「作業に係る様式集」から、それぞれコピーして使用すること。

事業場へ「確認票」を送付する際に添付する「事業場あて通知文」（様式１）は、事業場の業種を問わず同一のものを使用するので留意すること。

「確認票」を印刷した後は、必ず「事業場別リスト」の各記載データ及び発送元である局又は署名、担当者名、連絡先（電話番号、ファクシミリ番号）について、誤りがないかチェックすること。

さらに、「事業場別リスト」の「当時の業種」に業種コード５９（船舶製造又は修理業）が入力されている事業場については、別紙１「作業に係る様式集」の「船舶製造又は修理業に係る石綿取扱い状況確認票」（様式４）に発送元である局又は署名、担当者名、連絡先（電話番号、ファクシミリ番号）を記入の上、印刷し、作成すること。

３ 「確認票」を送付する事業場について

（１）「確認票」の送付等に当たっての基本的事項

事業場への「確認票」の送付に当たっては、送付に要する日数を考慮し、速

達により郵送とすること。また、個人情報漏えい防止等の観点からファクシミリによる事業場への確認票の送信は厳禁とする。

また、「事業場別リスト」の「当時の業種」に業種コード 59（船舶製造又は修理業）が入力されている事業場については、現在の石綿の取扱い状況をより正確に把握するために、「確認票」と併せて「船舶製造又は修理業に係る石綿取扱い状況確認票」（様式 4）を事業場に送付すること。

事業場からの「確認票」及び「船舶製造又は修理業に係る石綿取扱い状況確認票」（様式 4）の回答については、事業場の負担を軽減する観点から、ファクシミリによる回答を主とし、郵送による回答も可とすること。

したがって、行政から事業場に送付する「確認票」及び「船舶製造又は修理業に係る石綿取扱い状況確認票」（様式 4）には、発送元の局又は署のファクシミリ番号を漏れなく正確に記載すること。

(2) 送付先の所在地の確認

認定当時の資料、適用徴収システムの事業場検索、事業場のホームページ又は電話番号案内等を活用して、間違いのないように送付先の所在地を確認し、当該所在地あてに「確認票」を送付すること。

なお、類似の名称の事業場が存在することもあるので、個人情報漏えい防止等の観点からも送付先の所在地については複数者による確認を行うこと。

(3) 廃止された事業場に対する対応

事業場が廃止された場合であっても、法人が存在するもの（廃止事業場の債権債務を継承している法人であって名称が異なるものを含む。）は勿論のこと、廃止された事業場の元事業主等についても、上記(2)により送付先の所在地を確認し、送付先を把握できたときには当該所在地あてに「確認票」を送付すること。

なお、事業場の廃止が確認できていないものについては、労災認定時の資料等をもとに現地に赴き、所在地の確認を行い、所在地を把握できた場合には、当該所在地へ「確認票」を送付すること。

廃止された事業場については、「事業場別リスト」の【リスト項目 29】の「事業場廃止の確認」に赤字で「1」を入力すること。さらに、当該事業場の連絡先が不明であり、事業場に「確認票」を送付できない場合には、【リスト項目 30】の「事業場への接触可否」に赤字で「1」を入力すること。

したがって、事業場は廃止されているが、確認票を送付する事業場や事業主がある場合には、【リスト項目 29】の「事業場廃止の確認」に赤字で「1」を入力するが、【リスト項目 30】の「事業場への接触可否」には入力しないこと。

(4) あて先不明により返送された場合の対応

送付した「確認票」が、宛先不明等の理由により、事業場へ配達されず、発送元の局又は署に返送された場合には、公表対象事業場に対して電話により移転先の所在地を確認し、移転先の所在地を確認できた場合には、当該所在地へ「確認票」を送付すること。

(5) 事業場の連絡先が不明の場合

事業場の移転により連絡先が把握できない場合には、その時点で把握している所在地に赴き、移転先の所在地等の情報を収集し、移転先の所在地が判明したときには、当該所在地へ「確認票」を送付すること。

また、移転先が判明しない場合には、事業場廃止として取り扱い、「事業場別リスト」の【リスト項目 27】の「現在の石綿取扱い状況」に「事業場廃止」と赤字で入力すること。この場合には、「確認票」の送付を要しない。さらに、上記(3)と同様、「事業場別リスト」の【リスト項目 29】、【リスト項目 30】の入力を行うこと。

4 事業場からの「確認票」の回答期限の設定及び未回答事業場への対応について

(1) 回答期限の設定

事業場からの「確認票」の回答期限については、局において、事業場数に応じて設定することとするが、概ね送付後 1 週間を目処に設定すること。

(2) 回答期限までに回答がない場合の対応

回答期限までに回答がない事業場に対しては、回答期限の当日中に電話により督促を行い、ファクシミリによる回答を依頼すること。また、ファクシミリによる回答を得ることが困難な場合には、電話により事業場担当責任者から「確認票」に記載された内容に誤りがないかなど聴取すること。電話により記載内容の確認を行った場合には、当該事業場の「確認票」を再度印刷し、当該「確認票」に、電話により聴取した内容を記載するとともに、「確認票」の余白に聴取した日時、行政の聴取担当者の職氏名及び事業場担当責任者の職氏名を記載すること。

また、船舶製造又は修理業に係る事業場に送付する「船舶製造又は修理業に係る石綿取扱い状況確認票」(様式 4) について回答期限までに回答されない場合には、回答期限の当日中に電話により督促を行い、ファクシミリによる回答を依頼すること。ファクシミリによる回答を得ることが困難な場合には、電話により事業場担当責任者から直接、回答内容を聴取すること。電話により回答内容を聴取した場合には、当該事業場の「船舶製造又は修理業に係る石綿取扱い状況確認票」(様式 4) を再度作成し、当該「石綿取扱い状況確認票」に、電話により聴取した内容を記載するとともに、当該「石綿取扱い状況確認票」

の余白に聴取した日時、行政の聴取担当者の職氏名及び事業場担当責任者の職氏名を記載すること。

(3) 電話による確認についても拒否をする場合の対応

電話による確認についても拒否する事業場に対しては、別紙3「事業場対応マニュアル（Q & A）」に基づき、改めて公表の趣旨・目的を説明した上で、送付した「確認票」の内容により公表する旨を伝達するとともに、事業場が回答を拒否する理由を聴取し、「回答・公表拒否事業場に関する情報」（様式5）に当該事業場の申立て内容を記載し、速やかに送信元あてにメールにより送信すること。

第4 事業場の申立てへの対応

1 事業場の申立てへの対応に関する基本的姿勢

「確認票」の送付後、事業場から公表を拒否するなどの申立てがなされることが想定されるが、事業場への公表予定内容の確認は、事業場名等を公表することについての事業場からの同意を得ることを目的とするものではなく、正確な情報を広く国民に提供することにある。事業場からの苦情等の申立てについては、別紙3「事業場対応マニュアル（Q & A）」に基づき対応すること。

また、申立ての内容によっては、特記事項として記載することにより、より正確な情報となるものもあることから、事業場からの申立てについては正確に聴取すること。

2 事業場の申立てに基づく対応

事業場から申立てがあった場合は、次のとおり対応すること。

なお、公表内容に対する申立てについては、後記第5により対応すること。

(1) 事業場不明の判断

公表対象事業場から、当該事業場において石綿ばく露作業は全くない旨等の申立てがあった場合は、事業場の申立て内容を十分に確認した上で、公表対象事業場として妥当であるか判断すること。

なお、事業場不明とすることが適当な事業主の申立の内容としては、次のア及びイのような場合がある。

ア 当該事業場においては、出張作業も含めて石綿ばく露作業（間接的な石綿ばく露を受ける作業を含む）はなかったと認められる場合

イ 労災保険適用がある最終石綿ばく露事業場ではなかったと認められる場合

ただし、いずれの場合においても、調査復命書や聴取書等の資料を精査し、

石綿ばく露作業が行われていたことや最終石綿ばく露事業場であることが確認される場合には公表対象事業場として取り扱うこと。

また、事業場不明との判断に至った場合には、本省あて電話連絡した上で、「事業場の申立てに基づき事業場不明と判断した理由書」（様式6）に事業場からの申立ての内容及び判断の根拠を具体的に記載し、調査復命書等の当該判断に至った根拠となった資料を添付して、当該理由書（様式6）を送信元あてメールにより送信すること。

(2) 特記事項として取り扱う場合

事業場からの申立ての内容によっては、特記事項として記載することにより、より正確な情報となるものもあることから、申立て内容を正確に聴取し、別紙3「事業場対応マニュアル（Q & A）」に基づき、特記事項として「確認票」に記載するよう説明すること。

(3) 公表を拒否する事業場への対応

事業場から公表を拒否する旨の申立てがなされた場合には、申立ての内容を正確に聴取し、別紙3「事業場対応マニュアル（Q & A）」に基づき、公表の趣旨・目的等を踏まえ、事業場が申立てる内容によっては特記事項として「確認票」に記載するよう、十分に説明すること。

十分に説明をしても、なお公表を拒否する旨の申立てをする事業場については、送付した「確認票」の内容により公表する旨を再度説明するとともに、「回答・公表拒否事業場に関する情報」（様式5）に当該事業場の申立て内容を記載の上、速やかに送信元あてメールにより送信すること。

第5 「確認票」の回答に基づく対応

1 「確認票」の回答の内容確認

公表対象事業場から「確認票」が返送され、各項目について訂正や追加があった場合については、後記2の「各項目の考え方と対応方針」に基づき確認を行い、事業場が記載した内容について修正の必要があると判断した場合は、当該事業場に対し電話により、修正することについて了解を求めること。

修正の了解を求めた結果、了解が得られた場合は、修正した内容を「確認票」の該当する欄に記載するとともに、「確認票」の欄外に、了解した日時、行政の担当者職氏名及び了解した事業場の担当者の職氏名を記載すること。

修正の了解を求めた結果、了解が得られない場合は、「確認票」の欄外に、了解が得られなかった内容、了解を求めた日時、行政の担当者職氏名及び事業場の担当者の職氏名を記載すること。

2 各項目の考え方と対応方針

(1) 「事業場名」

「事業場名」には、最終ばく露事業場名を記載する。名称変更、合併、分社化等により、現在の事業場名と最終ばく露事業場名が違ふ場合は、() 内に「(現 ○○○)」のように現在の事業場名を記載する。

事業場廃止の場合は、原則として最終ばく露事業場名のみを記載するが、法人（債権債務を継承している名称が異なる法人を含む。）が存在する場合は、最終ばく露事業場名とともに() 内に法人名を記載する（例えば、A工業(株)のB工場は廃止されたが、A工業(株)自身は法人として他の場所で存在している場合は、A工業(株)B工場（A工業(株)）と記載する。また、C造船(株)D工場が廃止され、法人は名称変更してE(株)となっている場合は、C造船(株)D工場（E(株)）と記載する。）。)

公表対象事業場が個人事業主である場合は、屋号がある場合には屋号を記載するとともに、当該個人事業主の氏名については、当該氏名ではなく、単に「(個人名)」と記載する（屋号と個人名のある事業場については、例えば「○○工業（個人名）」と記載し、屋号のない事業場については、「(個人名)」と記載する。）。)

公表対象事業場から、「確認票」により、事業場名（現在の事業場名を含む。）の訂正又は削除があった場合は、公表対象事業場に訂正等の理由を確認し、合理的な訂正等の理由がない場合は訂正等の希望に応じられない旨を説明すること。

(2) 「事業場所在地」

「事業場所在地」は、公表対象事業場の支給決定時の所在地を記載する。

ただし、事業場廃止の場合は、廃止した当時の事業場所在地を記載する。事業場廃止後、市町村の合併等により所在地の表記が変更されたとしても、廃止した当時の表記の事業場所在地を記載する。

なお、造船業等の構内下請である場合であっても、○○会社(株)構内等といった表記については差し控え、所在地の表記のみを記載すること。

なお、建設業であって、最終ばく露作業を行った現場が明らかである場合で、当該現場において有期事業として労働保険を成立している場合は、現場の所在地を記載し、その他最終ばく露作業を行った現場が不明である場合等については事務所の所在地を記載する。

所在地は、「丁目」、「番地」、「号」まですべて記載することとし、公表対象事業場から、所在地を削除してほしい旨の訂正があっても、要望に応じられない旨を説明すること。

公表対象事業場から、「確認票」により、事業場所在地の訂正があった場合は、訂正された所在地がどのようなものであるか確認をし、確認した結果、認定等を行った監督署の管轄外の本社の所在地である等公表する所在地として問題がある場合は、当該事業場に電話し、修正を依頼すること。

(3) 「石綿ばく露作業状況」

「石綿ばく露作業状況」は、「確認票記入要領」（様式 3-1 及び 3-2）の別紙「石綿ばく露作業一覧表」のと通りの定型化した記載とする。

「確認票」の「石綿ばく露作業状況」欄の記載が、「確認票記入要領」（様式 3-1 及び 3-2）の別紙「石綿ばく露作業一覧表」の中から選択されず、具体的な記述となっている場合は、事業場の回答を吟味した上で、「石綿ばく露作業状況については、簡潔でわかりやすい情報提供を行うため、類型化して公表することとしている。」旨を説明し、事業場に定型化した記載とするように理解を求めること。

また、「確認票」により、定型化した記載の一部を削除する等の訂正を行っている場合についても、事業場に理解を求め、必要に応じ、必要な事項を特記事項に記載するように説明すること。

(4) 「労災法支給決定件数」及び「特別遺族給付金支給決定件数」

署が当該事業場を最終ばく露事業場として、平成 19 年度に認定等を行った労災保険給付及び特別遺族給付金の件数（労災保険給付は、肺がん及び中皮腫の件数、特別遺族給付金は、肺がん、中皮腫及び石綿肺の件数。以下同じ。）を記載する。労災認定件数のうち死亡の件数については、被災労働者に対し遺族補償給付を最初に支給決定した場合（療養補償給付又は休業補償給付と同時に遺族補償給付決定した場合も含み、療養補償給付又は休業補償給付を支給決定した後に遺族補償給付を支給決定した場合を除く。）に計上する。

公表対象事業場から「当社で把握している件数と異なる。」旨の申立てがなされた場合には、事業場で把握している件数と行政で把握している件数の相違について確認し、その結果、事業場が把握している件数が誤っている場合には、事業場に対し正しい件数を説明すること。

また、行政の件数が明らかに誤っていることが判明した場合には、速やかに本省あて電話（内線 5572、5468）により報告すること。

なお、事業場から支給決定件数の確認について照会がなされた場合であっても、労働者氏名については、個人情報保護の観点から回答しないこと。

(5) 「労災法支給決定累計件数」及び「特別遺族給付金支給決定累計件数」

署が当該事業場を最終ばく露事業場として、平成 19 年度までに認定等を行

った労災補償給付及び特別遺族給付金の件数（同一の事業場であれば、最終ばく露時の事業場名が異なっても同一事業場として累計する。）を記載する。

平成 19 年度までに認定等を行った労災保険給付及び特別遺族給付金の件数は、上記(4)の件数に平成 18 年度以前の認定等の件数を合算した件数であるが、平成 18 年度以前の認定等の件数は、過去 4 回の事業場公表によって当該事業場の認定等の件数として公表している件数である。

事業場から「当社で把握している件数と異なる。」旨の申立てがなされた場合には、事業場で把握している件数と行政で把握している件数の相違について確認し、その結果、事業場が把握している件数が誤っている場合には、事業場に対し正しい件数を説明すること。

(6) 「事業場としての石綿取扱い期間」及び「現在の石綿取扱い状況」

本年 3 月又は 6 月に事業場公表している事業場については、局又は署から送付する「確認票」の「事業場としての石綿取扱い期間」及び「現在の石綿取扱い状況」には、本年 3 月又は 6 月に事業場公表の際に公表したデータを記載する。過去に事業場公表されたことのない事業場等その他の事業場については、空白とする。

したがって、回答された「確認票」の「事業場としての石綿取扱い期間」及び「現在の石綿取扱い状況」が空白である場合は、必ず公表対象事業場に対し内容を確認した上で、当該内容を記載すること。

「事業場としての石綿取扱い期間」について、不明である又は確認しても回答がない場合は、「確認票」には「－」を記載すること。また、年等が定かではない場合は、「○年頃」としても差し支えない。現在の石綿取扱い状況が「取扱いあり」の場合は、「現在」とすること。

「現在の石綿取扱い状況」について、事業場から「取扱いあり」と回答があった場合は、内容を十分に確認し、本省に確認することとするが、原則として、「取扱いあり」は、禁止が猶予されている製品の取扱い等、労働安全衛生法第 55 条の適用の猶予等がされているもの以外にはないことに留意すること。

また、次の場合は、「その他」とすること。

ア 事業場設備に保温材、パッキン、機械等に組み込まれた石綿含有部品があり、将来、交換、修理が必要になったときには取り扱うことがある場合

イ 修繕する船舶によっては石綿が使用されていることがあるため、船舶修繕に当たって取り扱うことがある場合

ウ 事業場では取り扱いはないが、出張先で石綿含有部品を取り扱う可能性（間接ばく露する可能性）がある場合

なお、事業場の建屋の屋根スレート、天井裏等の吹き付け材に石綿があり、

これらについて将来解体撤去が発生しうる場合については、「取扱いなし」とすること。

(7) 「特記事項」

「特記事項」については、公表に当たり、石綿取扱い状況等について正確な情報提供を行うため、事業場から特に申し立てる内容がある場合に記載するものであり、事業場の申立て内容をすべて記載するものではない。

平成 17 年 7 月、同年 8 月、本年 3 月又は同年 6 月に事業場公表している事業場については、局又は署から送付する「確認票」の「特記事項」のうち「前回公表内容に基づく記載」には、平成 17 年 7 月、同年 8 月、本年 3 月又は同年 6 月の事業場公表の際に公表した内容を記載し、回収した「確認票」において、削除又は修正がない場合は、そのまま公表リストに記載する。

また、「特記事項」として記載すべき代表例（建設業以外の事業場にあつては 1～9、建設業の事業場にあつてはア～オ）を「確認票」の「特記事項」の欄に印字しており、今回の確認作業において、事業場が特記事項を記載する場合には、代表例から選択できるようにしている。

「前回公表内容に基づく記載」が記載され、かつ、代表例の選択がされている場合であつて、それぞれの内容に整合性がないときは、事業場に電話し、内容の確認を行った上、必要に応じ修正すること。

また、事業場が「確認票」の「特記事項」の欄に印字している代表例の中から特記事項を選択せず、建設業以外の事業場にあつては「10」、建設業の事業場にあつては「カ」を選択した上で、特記事項として具体的な記載をしているものについては、まず、特記事項の記載内容が代表例にあてはまるか否かを判断し、あてはまる場合には、事業場に電話し、特記事項を代表例の記載に修正することについて了解を求めること。

特記事項の記載に当たり、事業場に対して内容の確認を行った場合には、「確認票」の余白に確認を行った日時、事業場対応者及び行政担当者の職氏名、事業場の了解の有無及び了解が得られた場合には修正後の特記事項を記載すること。

なお、廃止事業場であるが「確認票」を送付している場合にあつては、必ず廃止された年月が記載されているか確認し、記載がない場合は、連絡先の事業場等に電話により廃止年月を聴取し、記載することについての了解を得ること。

(8) 前回公表時の事業場名

平成 20 年 6 月以前に事業場公表している事業場の場合は、直近に公表した事業場名を記載する。

公表対象事業場から、「確認票」により、事業場名の訂正又は削除があった

場合は、過去の公表の事実を記載しているに過ぎないことから、明らかに異なる事業場を記載している等間違っている場合を除き、訂正等の希望に応じられない旨を説明すること。

(9) 同一の事業場として決定件数を累計する事業場名

同一の事業場であるが、企業名の変更や工場名の変更等により、複数の認定者により複数の最終ばく露事業場名を公表している場合は、同一の事業場として決定件数を累計する必要があることから、累計対象となっている最終ばく露事業場名を記載する。

公表対象事業場から、「確認票」により、事業場名の訂正又は削除があった場合は、記載している理由を説明し、同一の事業場ではない最終ばく露事業場が記載されている場合は、「確認票」を訂正して回答してほしい旨を説明し、また、間違っていない場合は訂正の希望に応じられない旨を説明すること。

第6 本省報告

事業場から回収した「確認票」等の関係資料については、平成20年8月27日（水）まで（厳守）に本省職業病認定対策室へ書留（速達）で送付するか又は送信元（本省）あてメールにて送信すること。

なお、電子メールで報告する場合は、事業場から回収した「確認票」等については、PDFに変換して本省に送信するメールに添付すること。

また、「事業場別リスト」については、メールで返送をお願いするが、「事業場別リスト」については、前記第3の3の(3)及び(5)の場合を除き、事業別リストの訂正一覧表（様式8）により訂正内容を把握することから、当該リストの訂正入力が必要はない。

今回の作業により、本省へ提出する書類は、別表のとおりとする。

なお、確認作業の対象となる事業場数が少ないなどの理由により、提出期限前に作業が終了した場合には、本省において精査・確認のための迅速な作業が必要となることから、作業終了次第速やかに関係書類を提出されるよう協力をお願いする。

第7 その他

1 情報管理の徹底

本件作業に当たっては、従前からの指示どおり、情報管理に万全を期すること。

2 本件作業に係る本省照会先

労災補償部補償課職業病認定対策室認定業務第2係（内線：5572、5468）

（担当：辻、大井、東川）

(別表)

補償課提出書類一覧

提出する書類	補償課あて送付・送信するとき	提出の時期・方法
公表予定内容確認票 (様式 2-1 及び 2-2)	必ず提出 ※ 文書回答がなされず、事業場からの聴取により、行政が記載したものも含む。	8 月 27 日(水) 郵送(書留・速達) 電子メール
船舶製造又は修理業に係る石綿取扱い状況確認票(様式 4)	船舶製造又は修理業に関する事業場について必ず提出 ※ 文書回答がなされず、事業場からの聴取により、行政が記載したものも含む。	8 月 27 日(水) 郵送(書留・速達) 電子メール
回答・公表拒否事業場に関する情報(様式 5)	① 事業場が公表予定内容確認票の回答を拒否する場合、 ② 行政が十分な説明を尽くしても事業場が公表を拒否している場合	随時・電子メール
事業場の申立てに基づき事業場不明と判断した理由書(様式 6)	事業場からの申立て内容を精査した結果、局として「事業場不明」との判断に至った場合	随時・電子メール
調査復命書等の資料	様式 5 を提出する場合	随時・電子メール
事業場としての石綿取扱い状況に関する訂正依頼票(様式 7)	建設業以外の事業場からの公表予定内容確認票の回答において、「事業場としての石綿取扱い期間」及び「現在の取扱い状況」が訂正されている場合であって局の説明に了解が得られない場合	8 月 27 日(水) 郵送(書留・速達) 電子メール
事業別リストの訂正一覧表(様式 8)	事業場別リストのデータについて誤り等を見つけ、訂正が必要である場合	随時・電子メール
事業場別リスト	【リスト項目 27、29、30】について必要に応じ入力し、必ず提出	8 月 27 日(水) 電子メール

※ 1 電子メールの送信については、事業場別リストの本省送信元に返信すること。なお、電子データがない場合は、紙媒体をスキャナー等により P D F 形式に変換して、メールにて送信すること。

※ 2 郵送の本省宛先は補償課職業病認定対策室選定業務第二係とすること。

作 業 に 係 る 様 式 集

様式番号	標 題
様式 1	石綿ばく露作業に係る労災認定事業場名等の公表予定内容の確認について
様式 2 - 1	公表予定内容確認票
様式 2 - 2	公表予定内容確認票（建設業）
様式 3 - 1	「公表予定内容確認票」の記入要領 （ご確認及び修正について） ※別紙「石綿ばく露作業一覧表」あり
様式 3 - 2	「公表予定内容確認票」の記入要領 （ご確認及び修正について）（建設業） ※別紙「石綿ばく露作業一覧表」あり
様式 4	船舶製造又は修理業に係る石綿取扱い状況確認票
様式 5	回答・公表拒否事業場に関する情報
様式 6	事業場の申立てに基づき事業場不明と判断した理由書
様式 7	事業場としての石綿取扱い状況に関する訂正依頼票
様式 8	訂正一覧表

平成20年〇月〇日

(事業場名)

代表者 様

(発 出 者 名)

石綿ばく露作業に係る労災認定事業場名等の公表予定内容の確認について

日頃より労働基準行政の運営について、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、石綿による健康被害については、近年大きな社会問題となっており、厚生労働省においても、石綿による健康被害防止のための各種対策に取り組むとともに、石綿による疾病を発症された方について、その迅速な労災補償等に取り組んでいるところです。

今般、その取組の一つとして、平成19年度において、「労働者災害補償保険法」又は「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき石綿関連疾患として労災認定等された労働者（元労働者等を含む。）が所属していた事業場について、同封した「公表予定内容確認票」により公表することとしており、貴事業場につきましてもその対象となっております。

つきましては、別添「公表予定内容確認票」の記載内容をご覧いただき、修正のない場合には、事業場担当責任者名等を記載して頂き、また、記入又は修正する事項がございましたら該当部分を記入又は修正の上、下記あて〇月〇日（〇）までにファクシミリ又は郵送により回答願います。

なお、貴事業場での石綿取扱い作業等について特に付記すべき事項（出張作業のため事業場内での石綿の取扱いがない等）がございましたら、公表の際に特記事項として掲載することがありますので別紙「公表予定内容確認票」の5「特記事項」欄の該当する項目を選択し、当局あて回答願います。

また、既に公表された事業場につきましても、新たに事業場の所在地情報を追加することとしたので、6「前回公表時の事業場名」欄が記載されている事業場におかれましては、過去に公表した「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」の貴事業場の欄に、「公表予定内容確認票」の事業場所在地が記載されることとなりますので、御承知おきください。

問い合わせ先

〇〇労働局 労働基準部 労災補償課

所在地：

TEL：

FAX：

担 当：

事業場名等の公表について

石綿による疾病については、石綿にばく露してから発症するまでの期間が非常に長く、このため、労働者に発症した健康障害が業務によるものか気づきにくいという特徴があります。また、事業場周辺地域へ飛散した石綿による周辺住民の健康不安も生じています。このため政府は、「隙間のない救済」、「国民への不安の解消」を目指して石綿問題に取り組んでいるところであり、既に平成17年7月、同年8月、平成20年3月及び同年6月に、「労働者災害補償保険法」又は「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき石綿関連疾患として平成18年度以前に労災認定等された労働者が所属していた事業場について公表を行っております。

今回の公表につきましても本趣旨を御理解賜りますようお願いいたします。

担当：

TEL：

FAX：

公表予定内容確認票

1	事業場名 ※（ ）書きがある場合は、 現在の事業場名					
	事業場所在地					
1(7)	事業場としての 石綿取扱い期間	使用開始時期				
		使用終了時期				
1(4)	現在の石綿取扱い状況					
2	労災法 支給決定件数	肺がん	平成 19 年度		平成 19 年度 までの 累計	
		うち死亡				
		中皮腫				
		うち死亡				
3	特別遺族給付金 支給決定件数	肺がん				
		中皮腫				
		石綿肺				
4	石綿ばく露作業					
5	特記事項	前回公表した 特記事項				
		付記すべき事項が あれば該当するも のに○をつけ記入 してください。	1 事業場での石綿取扱いなし（2～6を除く。） 2 出張作業であり事業場内での取扱いなし 3 構内での作業 4 出張作業での間接ばく露 5 造船所内での間接ばく露 6 工事現場での間接ばく露 7 年 月に へ移転 8 年 月に事業場廃止 9 他の事業場での作業歴あり 10 1～9以外で特に記入すべき事項があれば記入してください。			

(確認用項目欄)

6	前回公表時の事業場名	
7	同一の事業場として 決定件数を累計する事業場名	

(事業場担当責任者)

所属

役職

氏名

連絡先 所在地

TEL

FAX

担当：

TEL：

FAX：

建設業

公表予定内容確認票

1	事業場名 ※（ ）書きがある場合は、 現在の事業場名					
	事業場所在地					
2	労災法 支給決定件数	肺がん	平成 19 年度		平成 19 年度 までの 累計	
		うち死亡				
		中皮腫				
		うち死亡				
3	特別遺族給付金 支給決定件数	肺がん				
		中皮腫				
		石綿肺				
4	石綿ばく露作業					
5	特記事項	前回公表した 特記事項				
		付記すべき事項が あれば該当するも のに○をつけ記入 してください。	ア 出張作業であり事業場内での取扱いなし イ 建設現場における間接ばく露であり直接石綿を取扱う作業なし ウ _____年_____月に_____へ移転 エ _____年_____月に事業場廃止 オ 他の事業場での作業歴あり カ ア～オ以外で特に記入すべき事項があれば記入してください。 _____			
※建設業に係る事業場名等の公表にあたっては、「事業場の所在地 (事務所)と異なる場所(現場)で石綿作業が行われており、公表対象 となった事業場の所在地は石綿の飛散のおそれのない場所である。 また建設労働者の多くは事業場を転々としながら多数の建設現場で 就労するなかで石綿作業に従事している」旨を記載する予定です。						

(確認用項目欄)

6	前回公表時の事業場名	
7	同一の事業場として 決定件数を累計する事業場名	

(事業場担当責任者)

所属

役職

氏名

連絡先 所在地

TEL

FAX

「公表予定内容確認票」の記入要領 (ご確認及び修正について)

労災認定及び特別遺族給付金の支給に係る調査結果等に基づき記載しています。
修正・追加が必要な場合は、該当部分を二重線により抹消の上、加筆修正をお願いします。
また、【1 (7)】、【1 (イ)】について、記載がない場合は記入してください。

【1】○「事業場名」

支給決定を受けた方が石綿を最終ばく露した当時の事業場名を記載しています。

○「事業場所在地」

支給決定時の事業場の所在地を記載していますが、廃止された事業場においては、
廃止された当時の所在地を記載しています。

【1 (7)】「事業場としての石綿取扱い期間」及び【1 (イ)】「現在の石綿取扱い状況」

「事業場としての石綿取扱い期間」及び「現在の石綿取扱い状況」を記入してください。

なお、以前の事業場公表において公表されている事業場については、一部データが記載されていますので、確認及び必要な修正を行ってください。

○「事業場としての石綿取り扱い期間」

取り扱っていた期間の始めの年月、終わりの年月をそれぞれ記入してください。具体的に記載できない場合は、「〇年頃」と記載しても差し支えありません。また、分からない場合は「不明」と記載してください。

○「現在の石綿取り扱い状況」

「取扱いあり」、「取扱いなし」、「事業場廃止」、「その他」のうちの1つを記入してください。

「取扱いあり」の場合とは、次の場合をいいます。

ア 禁止が猶予されている製品（ポジティブリスト製品）の取扱いの場合

イ 試験研究のための取扱いの場合

ウ 利用済みで有効性を失った物（廃棄物等）の取扱いの場合

「その他」は、造船業であって、通常作業では取り扱いはないが、修繕する船舶により取り扱うことがある場合に記入してください。

【2】「労災法 支給決定件数」及び【3】「特別遺族給付金 支給決定件数」

平成 19 年度に、【1】の「事業場名」の事業場において、労働基準監督署が当該期間中に認定（支給決定）を行った件数です。

なお、うち死亡とは、支給決定件数のうち、最初の労災認定時に遺族補償給付の支給決定が行われた件数です。

「平成 19 年度までの累計」は、平成 19 年度までに支給決定した件数の合計であり、【7】の「同一の事業場として決定件数を累計する事業場名」に事業場名が記載されている場合は、記載されている事業場の認定（支給決定）を行った件数をすべて合計しています。

* 特別遺族給付金とは・・・

平成18年3月、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、平成13年3月26日以前に石綿関連疾患で死亡した労働者の遺族の方で、時効により労災保険給付を受けていない方に特別遺族給付金が支給されています。

【4】「石綿ばく露作業」

支給決定を受けた方が従事していた石綿ばく露作業を別紙「石綿ばく露作業一覧表」により記載しています。

修正が必要な場合は、該当する番号を記載してください。

【5】「特記事項」

「前回公表した特記事項」には、以前に事業場公表している事業場の場合は、公表した内容に基づき記載しています。

この記載を変更又は追加する場合は、1～9の該当する番号に○を付け、必要事項を記載してください。

過去に事業場公表していない事業場においては、必要に応じ、1～9の該当する番号に○を付け、必要事項を記載してください。

なお、1～9以外で特に記入すべき事項がある場合は、10に○を付け、その内容を簡潔に記載してください。

【6】「前回公表時の事業場名」

以前に事業場公表している事業場にあつては、公表した事業場名を記載しています。

【7】「同一の事業場として決定件数を累計する事業場名」

同一の事業場である複数の最終ばく露事業場名が記載されています。

ご提出いただいた内容については、当方において、付記の必要性等について精査の上、表記の修正等をさせていただくことがあります。

記載内容等について、ご不明な点がございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

石綿ばく露作業一覧表

番 号	石綿ばく露作業の状況
1	石綿鉱山に関わる作業
2-1	石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品の製造工程における作業
2-2	石綿セメント、石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品の製造工程における作業
2-3	ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品製造工程における作業
2-4	自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品の製造工程における作業
2-5	電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充塗料等の石綿を含有する製品の製造工程における作業
3	石綿や石綿含有岩綿等の吹き付け・貼り付け作業
4	石綿原綿又は石綿製品の運搬・倉庫内作業
5	配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業
6	造船所内の作業（造船所における事務職を含めた全職種）
7	船に乗り込んで行う作業（船員その他）
8	建築現場の作業（建築現場における事務職を含めた全職種）
9	解体作業（建築物・構造物・石綿含有製品等）
10	港湾での荷役作業
11	発電所、変電所、その他電気設備での作業
12	鉄鋼所又は鉄鋼製品製造に関わる作業
13	耐熱（耐火）服や耐熱手袋等を使用する作業
14	自動車・鉄道車両等を製造・整備・修理・解体する作業
15	鉄道等の運行に関わる作業
16	ガラス製品製造に関わる作業
17	石油精製、化学工場内の精製・製造作業や配管修理等の作業
18	清掃工場又は廃棄物の収集・運搬・中間処理・処分の作業
19	電気製品・産業用機械の製造・修理に関わる作業
20	レンガ・陶磁器・セメント製品製造に関わる作業
21	吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業
22	エレベーター製造又は保守に関わる作業
23	ランドリー・クリーニングに関わる作業
24	ガスマスクの製造に関わる作業
25	上下水道に関わる作業
26	ゴム・タイヤの製造に関わる作業
27	道路建設、補修等に関わる作業
28	映画放送舞台に関わる作業
29	農薬、バーミキュライト等を扱う作業
30	酒類製造に関わる作業
31	消防に関わる作業
32	歯科技工に関わる作業
33	金庫の製造・解体に関わる作業
34	タルク等石綿含有物を使用する作業
35	その他の石綿に関連する作業
36	1～35の作業の周辺において間接的なばく露を受ける作業

「公表予定内容確認票」の記入要領

(ご確認及び修正について)

労災認定及び特別遺族給付金の支給に係る調査結果等に基づき記載しています。
修正・追加が必要な場合は、該当部分を二重線により抹消の上、加筆修正をお願いします。

【1】○「事業場名」

支給決定を受けた方が石綿を最終ばく露した当時の事業場名を記載しています。

○「事業場所在地」

支給決定時の事業場の所在地を記載していますが、廃止された事業場においては、
廃止された当時の所在地を記載しています。

なお、最終ばく露事業場としての建設現場の所在地が明らかである場合は、建設現場の所在地を記載しています。

【2】「労災法 支給決定件数」及び【3】「特別遺族給付金 支給決定件数」

平成 19 年度に、【1】の「事業場名」の事業場において、労働基準監督署が当該期間中に
認定（支給決定）を行った件数です。

なお、うち死亡とは、支給決定件数のうち、最初の労災認定時に遺族補償給付の支給決定
が行われた件数です。

「平成 19 年度までの累計」は、平成 19 年度までに支給決定した件数の合計であり、【7】
の「同一の事業場として決定件数を累計する事業場名」に事業場名が記載されている場合は、
記載されている事業場の認定（支給決定）を行った件数をすべて合計しています。

* 特別遺族給付金とは・・・

平成 18 年 3 月、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、平成 13 年 3 月 26 日
以前に石綿関連疾患で死亡した労働者の遺族の方で、時効により労災保険給付を受けていない方に特
別遺族給付金が支給されています。

【4】「石綿ばく露作業」

支給決定を受けた方が従事していた石綿ばく露作業を別紙「石綿ばく露作業一覧表」によ
り記載しています。

修正が必要な場合は、該当する番号を記載してください。

【5】「特記事項」

「前回公表した特記事項」には、以前に事業場公表している事業場の場合は、公表した内
容に基づき記載しています。

この記載を変更又は追加する場合は、ア～オの該当する番号に○を付け、必要事項を記載
してください。

過去に事業場公表していない事業場においては、必要に応じ、ア～オの該当する番号に○
を付け、必要事項を記載してください。

なお、ア～オ以外で特に記入すべき事項がある場合は、カに○を付け、その内容を簡潔に記載してください。

【6】「前回公表時の事業場名」

以前に事業場公表している事業場にあつては、公表した事業場名を記載しています。

【7】「同一の事業場として決定件数を累計する事業場名」

同一の事業場である複数の最終ばく露事業場名が記載されています。

なお、建設業に係る事業場名等の公表にあたっては、「事業場の事務所の所在地と異なる場所（現場）で石綿作業が行われており、公表対象となった事業場の事務所の所在地は、石綿の飛散のおそれのない場所である。また、建設労働者の多くは、事業場を転々としながら多数の建設現場で就労するなかで石綿作業に従事している」旨を記載する予定です。

ご提出いただいた内容については、当方において、付記の必要性等について精査の上、表記の修正等をさせていただくことがあります。

記載内容等について、ご不明な点がございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

石綿ばく露作業一覧表

番 号	石綿ばく露作業の状況
1	石綿鉱山に関わる作業
2-1	石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品の製造工程における作業
2-2	石綿セメント、石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品の製造工程における作業
2-3	ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品製造工程における作業
2-4	自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品の製造工程における作業
2-5	電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充塗料等の石綿を含有する製品の製造工程における作業
3	石綿や石綿含有岩綿等の吹き付け・貼り付け作業
4	石綿原綿又は石綿製品の運搬・倉庫内作業
5	配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業
6	造船所内の作業（造船所における事務職を含めた全職種）
7	船に乗り込んで行う作業（船員その他）
8	建築現場の作業（建築現場における事務職を含めた全職種）
9	解体作業（建築物・構造物・石綿含有製品等）
10	港湾での荷役作業
11	発電所、変電所、その他電気設備での作業
12	鉄鋼所又は鉄鋼製品製造に関わる作業
13	耐熱（耐火）服や耐熱手袋等を使用する作業
14	自動車・鉄道車両等を製造・整備・修理・解体する作業
15	鉄道等の運行に関わる作業
16	ガラス製品製造に関わる作業
17	石油精製、化学工場内の精製・製造作業や配管修理等の作業
18	清掃工場又は廃棄物の収集・運搬・中間処理・処分の作業
19	電気製品・産業用機械の製造・修理に関わる作業
20	レンガ・陶磁器・セメント製品製造に関わる作業
21	吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業
22	エレベーター製造又は保守に関わる作業
23	ランドリー・クリーニングに関わる作業
24	ガスマスクの製造に関わる作業
25	上下水道に関わる作業
26	ゴム・タイヤの製造に関わる作業
27	道路建設、補修等に関わる作業
28	映画放送舞台に関わる作業
29	農薬、バーミキュライト等を扱う作業
30	酒類製造に関わる作業
31	消防に関わる作業
32	歯科技工に関わる作業
33	金庫の製造・解体に関わる作業
34	タルク等石綿含有物を使用する作業
35	その他の石綿に関連する作業
36	1～35の作業の周辺において間接的なばく露を受ける作業

〇〇労働局（労働基準監督署）

担 当：

TEL：

FAX：

船舶製造又は修理業に係る石綿取扱い状況確認票

〇〇〇造船代表者様

現在の石綿取扱い状況を正確に把握するため、貴社における現在の石綿の取扱い状況について、ア～イの該当するものに○を付してください。

ア 新造船のみを行っているので、石綿を取扱うことはない。

イ 修理する船舶によっては石綿を取り扱うこともある（周辺作業における間接的な石綿ばく露を含む）。

（事業場担当責任者）

所 属：

役 職：

氏名：

所在地：

TEL：

FAX：

回答・公表拒否事業場に関する情報

事業場に関する情報	①連 番： ②事業場名： ③事業場担当者の職氏名： ④事業場連絡先：TEL FAX
申立ての方法等	①申立ての方法等 電話・確認票の回答・面談・その他（ ） ②電話等による対応日時： 月 日（ ） 時 分
申立ての内容	
局・署の対応担当者	○○労働局（△△労働基準監督署） 職氏名：

注1) 「連番」については、「事業業別リスト」の「1事業場連番」を記載すること。

注2) 本票は1事業場ごとに作成することとし、同一事業場から複数回の申立てがなされた場合にはその都度、本票を作成すること。

注3) 電話又は面談により申立てを受けた場合には、対応を行った日時を記載すること。

注4) 「申立ての方法等」で「その他」を選択した場合には（ ）内に具体的に記載を行うこと。

事業場の申立てに基づき事業場不明と判断した理由書

連番：	事業場名：
-----	-------

(事業場不明と判断した理由)

下記の該当する番号に○を付けること。なお、「3その他」を選択した場合には、()内に理由を具体的に記載すること。

- 1 当該事業場においては、出張作業も含めて石綿ばく露作業（間接的なばく露を受ける作業も含む）はなかったと認められること。
- 2 労災保険適用がある最終石綿ばく露事業場ではなかったと認められること。
- 3 その他
()

(判断根拠)

注1) 「連番」については、「事業場別リスト」の「1事業場連番」を記載すること。
注2) 本票は1事業場ごとに作成すること。

局 名	
職氏名	

事業場としての石綿取扱い状況に関する訂正依頼票

連番： 事業場名：
事業場担当責任者の職氏名：

(訂正依頼内容)

(訂正理由)

注 1) 「連番」については、「事業場別リスト」の「1 事業場連番」を記載すること。

注 2) 本票は 1 事業場ごとに作成すること。

局 名	
職氏名	

事業場別リストの訂正一覧表

連番	事業場名	訂正項目 の番号	訂正前の記載	訂正後の記載	訂正理由
3	〇〇〇〇	4	〇〇〇(株)	〇〇〇(株)△△工場	工場名を付し忘れたため

注 1) 本票は、「事業場別リスト」について、訂正が生じた場合に記載すること。

ただし、最終的に訂正件数が 0 件である場合にはその旨を記載し、提出すること。

注 2) 訂正箇所 1 か所につき 1 行を使用すること。

注 3) 「連番」については、「事業場連番」を記入すること。

注 4) 「事業場名」については、リスト項目 4 の「最終ばく露作業当時の事業場名」を記入すること。

注 5) 「訂正項目の番号」については、リスト項目の項目番号を記入すること。

日付	
局名	
職氏名	

公表予定内容確認票の作成・印刷マニュアル

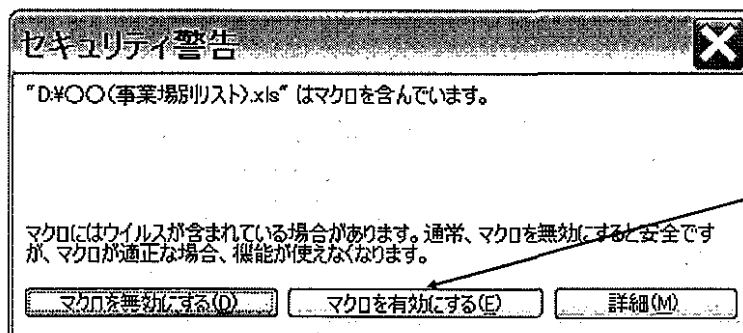
●目的

事業場別リストにおける各事業場の「事業場名」、「石綿ばく露作業」等の通知事項等について「公表予定内容確認票」への転記ミスを防ぐとともに簡素化を図るため、用紙に自動で転記し、印刷する。

●操作手順

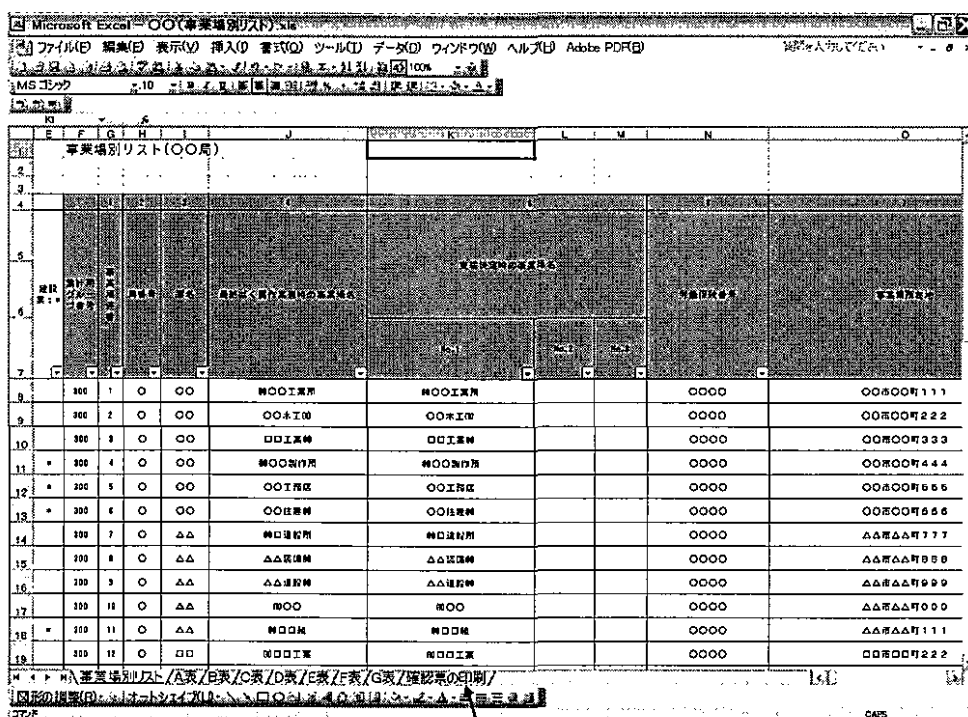
1. 起動

- 1-1. 公表予定リストのエクセルファイルを起動。下記のメッセージが出るが、「マクロを有効にする」を選択。



「マクロを有効にする」を選択

- 1-2. エクセルは「事業場別リスト」、「A 表」～「G 表」及び「確認票の印刷」の 9 シート構成となっているので、「確認票の印刷」のシートを選択。



「確認票の印刷」のシートを選択

1-3. 以下の画面が表示される。

印刷エリア

印刷されないエリア
(セルが色付けされた部分)

1-4. 上記の印刷エリアには、「公表予定内容確認票」の1ページ構成となっている。

※ 印刷範囲はエクセルの「改ページプレビュー」により見るとわかりやすい。

2. 問い合わせ先の入力

2-1. 「公表予定確認票」の左上部に担当者及び連絡先を自動記入するため、当該情報について表中に記入する。

(1) 発出が局で、問い合わせ先が局担当者の場合

自局の電話番号等を入力

監督署等情報一覧表						
	発出時の 名称	現在の 名称	電話番号	FAX番号	所在地	担当者
労働局名	〇〇	〇〇	03-1111-0000	03-1122-0000	〇〇市〇〇〇〇 〇〇地方合同庁舎	労災補償課 〇〇
監督署名	□□	〇〇	03-2222-0000	03-2233-0000		労災課 〇〇
	△△	〇△□	03-3333-0000	03-3344-0000	〇〇市〇〇〇〇 〇〇地方合同庁舎	
	〇〇〇	〇〇〇	03-4444-0000	03-4455-0000		〇〇

(2) 発出が署で問い合わせ先が署担当者の場合 (自署分のみ発出する場合)

自署分の電話番号等を入力

監督署等情報一覧表						
	文書時の 名称	現在の 名称	電話番号	FAX番号	所在地	担当者
労働局名	〇〇	〇〇	03-1111-0000	03-1122-0000	〇〇市〇〇〇〇 〇〇地方合同庁舎	労災補償課 〇〇
監督署名	〇〇	〇〇	03-2222-0000	03-2233-0000		労災課 〇〇
	△△	〇△〇	03-3333-0000	03-3344-0000	〇〇市〇〇〇〇 〇〇地方合同庁舎	
	〇〇〇	〇〇〇	03-4444-0000	03-4455-0000		〇〇

(3) 発出は署で、問い合わせ先も署であるが、郵便発送業務のみを局で一括して行う場合は、署担当者名を把握の上、全署分（上記（2））を入力すること。

- ・ 監督署等情報一覧表について必要事項（水色のセルの「電話番号」、「FAX番号」、「所在地」、「担当者」）を入力する。
- ・ 監督署の名称が署の再編整理等により変更している場合には、「現在の名称」欄の監督署名を変更する。

※ 印刷される監督署名は「現在の名称」欄に入力されたものとなる。

※ 担当者欄には「第3課 〇〇」という記載も可能。

監督署等情報一覧表						
	文書時の 名称	現在の 名称	電話番号	FAX番号	所在地	担当者
労働局名	〇〇	〇〇	03-1111-0000	03-1122-0000	〇〇市〇〇〇〇 〇〇地方合同庁舎	労災補償課 〇〇
監督署名	〇〇	〇〇	03-2222-0000	03-2233-0000		労災課 〇〇
	△△	〇△〇	03-3333-0000	03-3344-0000	〇〇市〇〇〇〇 〇〇地方合同庁舎	
	〇〇〇	〇〇〇	03-4444-0000	03-4455-0000		〇〇

署の再編整理等により
変更があれば修正

空欄であれば空欄で出力される
(手書き、ゴム印等を使用する場合)

2-2. 発出者をチェックボックスにより選択する。

発出者の選択	
☒ 労働局	☒ 労働基準監督署

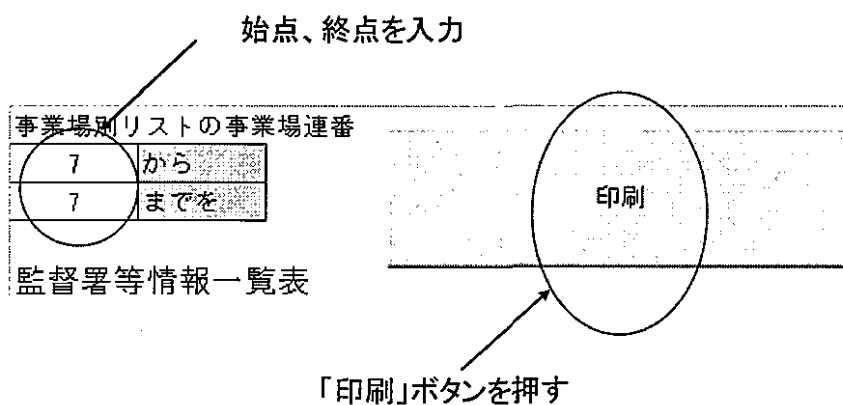
労働局、労働基準監督署のいずれかを選択
(当該選択により、上記2-1にて入力した情報を読み出す)

3. 印刷する。

3-1. 印刷範囲を入力（「事業場別リスト」シートにおける事業場連番を指定）し、「印刷」ボタンを押す。

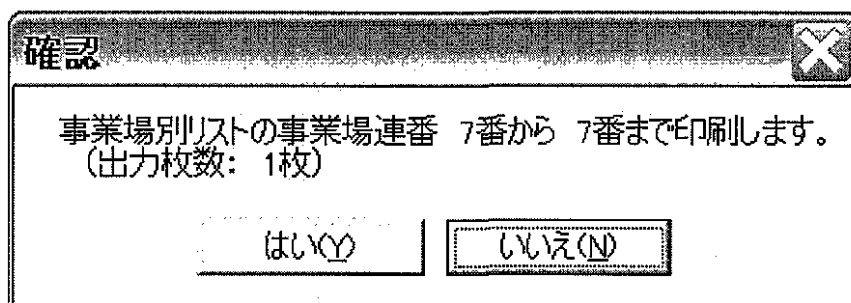
※ 特定の1事業場分のみを印刷したい場合には始点、終点を同一とする

（例 事業場連番3のみを印刷したい場合は 始点「3」終点「3」とする。）



3-2. 確認メッセージが出るので、問題なければ印刷する。

※ 一事業場あたり1ページ（「公表予定内容確認票」）が出力される。



4. 印刷内容の確認

指定範囲の事業場分が印刷されるので、事業場別リストの内容と相違ないか突合する（以下、(1)～(4)の例を参照のこと。）。

(1) 業種が「建設業以外」で「新規公表」事業場に該当する場合(様式2-1)

担当者等の情報が出力される

事業場連番が出力される

〇〇労働局
担当: 労災補償課 〇〇
TEL: 03-3512-0000
FAX: 03-3513-0000

整理番号 007

公表事業場名
(事業場別リストにおける項目44)

事業場所在地
(事業場別リストにおける項目7)

公表予定内容確認票

1	事業場名 ※() 書きがある場合は、 現在の事業場名	〇〇〇〇造船所			
	事業場所在地	△△市△△町777			
1(7)	事業場としての 石綿取扱期間	使用開始時期			
		使用終了時期			
1(4)	現在の石綿取り扱い状況				
2	労災法 支給決定件数	肺がん うち死亡	平成 19年 度	1 0	平成 19年 度 までの 累計
		中皮腫 うち死亡		0	0
				0	0
3	特別遺族格付金 支給決定件数	肺がん		0	0
		中皮腫		0	0
		石綿肺		0	0
4	石綿ばく露作業	造船所内の作業(造船所における事務職を含めた全職種)			
5	特記事項	前回公表した 特記事項 付記すべき事項が あれば該当するも のに○をつけ記入 してください。			
		1 事業場での石綿取り扱いなし(2~6を除く。) 2 出張作業であり事業場内での取扱なし 3 構内での作業 4 出張作業での間接ばく露 5 造船所内での間接ばく露 6 工事現場での間接ばく露 7 年 月 へ移転 8 年 月に事業場廃止 9 他の事業場での作業歴あり 10 1~9以外で特記記入すべき事項があれば記入してください。			
(確認用項目欄)					
6	前回公表時の事業場名				
7	同一の事業場として 決定件数を累計する事業場名				
(事業場担当責任者)		所属	氏名		
		役職			
		連絡先 所在地			
		TEL	FAX		

建設業の場合、当該欄は
表示されない

平成19年度の認定件数
(事業場別リストにおける項目22)
平成19年度までの累計件数
(事業場別リストにおける項目43)
※「新規公表」の場合、平成18年度以前
の件数は0件なので、累計件数は
平成19年度の件数と一致する。

石綿ばく露作業
(事業場別リストにおける項目45)
※「既公表」にあたる場合は、項目25

「建設業以外」の場合、1~10
の選択
※「建設業」の場合は、選択項目
が異なる。

「新規公表」の場合は斜線

同一の事業場として決定件数を
累計する事業場名
(事業場別リストにおける項目46
※複数該当する場合のみ記載。
一事業場の場合は斜線)

(2) 業種が「建設業」で「新規公表」事業場に該当する場合（様式2-2）

建設業マーク

○○労働局 担当：労災補償課 ○○ TEL：03-3512-0000 FAX：03-3513-0000		整理番号 005 建設業																												
公表予定内容確認票																														
1	事業場名 ※（ ）書きがある場合は、 現在の事業場名	○○工務店																												
	事業場所在地	○○市○○町555																												
2	労災法 支給決定件数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">肺がん</td> <td style="width: 10%;">うち死亡</td> <td style="width: 10%;">平成19年度</td> <td style="width: 10%;">0</td> <td style="width: 10%;">までの累計</td> <td style="width: 10%;">0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中皮腫</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>うち死亡</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> </tr> </table>	肺がん	うち死亡	平成19年度	0	までの累計	0		中皮腫		1		1		うち死亡		0		0	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">肺がん</td> <td style="width: 10%;">平成19年度</td> <td style="width: 10%;">0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>石綿肺</td> <td></td> <td>0</td> </tr> </table>	肺がん	平成19年度	0			0	石綿肺		0
肺がん	うち死亡	平成19年度	0	までの累計	0																									
	中皮腫		1		1																									
	うち死亡		0		0																									
肺がん	平成19年度	0																												
		0																												
石綿肺		0																												
3	特別遺族給付金 支給決定件数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">肺がん</td> <td style="width: 10%;">平成19年度</td> <td style="width: 10%;">0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>石綿肺</td> <td></td> <td>0</td> </tr> </table>		肺がん	平成19年度	0			0	石綿肺		0																		
肺がん	平成19年度	0																												
		0																												
石綿肺		0																												
4	石綿ばく露作業	建築現場の作業（建築現場における事務職を含めた全職種）																												
5	特記事項 付記すべき事項があれば該当するものに○をつけ記入してください。	ア 出張作業であり事業場内での取扱いなし イ 建設現場における間接ばく露であり直接石綿を取扱う作業なし ウ 年 月 へ移転 エ 年 月に事業場廃止 オ 他の事業場での作業歴あり カ ア～オ以外で特に記入すべき事項があれば記入してください。 ※建設業に係る事業場名等の公表にあたっては、「事業場の所在地（事務所）と異なる場所（現場）で石綿作業が行われており、公表対象となった事業場の所在地は石綿の飛散のおそれのない場所である。また建設労働者の多くは事業場を転々としながら多数の建設現場で就労するなかで石綿作業に従事している」旨を記載する予定です。																												
（確認用項目欄）																														
6	前回公表時の事業場名																													
7	同一の事業場として 決定件数を累計する事業場名																													
（事業場担当責任者）		<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">所属</td> <td style="width: 50%;">氏名</td> </tr> <tr> <td>役職</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先 所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TEL</td> <td>FAX</td> </tr> </table>		所属	氏名	役職		連絡先 所在地		TEL	FAX																			
所属	氏名																													
役職																														
連絡先 所在地																														
TEL	FAX																													

「新規公表」の場合は斜線

同一の事業場として決定件数を累計する事業場名
（事業場別リストにおける項目46
※複数該当する場合のみ記載。
一事業場の場合は斜線）

「建設業」の場合は、ア～カの選択
※「建設業以外」の場合は、選択項目が異なる。

(3) 業種が「建設業以外」で「既公表」事業場に該当する場合(様式2-1)

〇〇労働局 担当: 労災補償課 〇〇 TEL: 〇3-3512-〇〇〇〇 FAX: 〇3-3513-〇〇〇〇		処理番号 021	
公表予定内容確認票			
1	事業場名 ※()書きがある場合は、 現在の事業場名	〇〇造船㈱△△造船所 (現 〇〇ドック㈱〇〇工場)	
	事業場所在地	〇〇市〇〇町4-5-6	
1(7)	事業場としての 石綿取扱期間	使用開始時期	昭和〇年7月
		使用終了時期	昭和△年12月
1(4)	現在の石綿取扱状況	取扱なし	
2	労災法 支給決定件数	肺がん うち死亡 中皮腫 うち死亡	平成 19 年度 までの 累計
3	特別遺族給付金 支給決定件数	肺がん 中皮腫 石綿肺	平成 19 年度 までの 累計
4	石綿ばく露作業	造船所内の作業(造船所における事務職を含めた全職種)	
5	特記事項	前回公表した 特記事項 造船所内での間接ばく露。 1 事業場での石綿取扱いなし 2 出張作業であり事業場内での取扱いなし 3 構内での作業 4 出張作業での間接ばく露 5 造船所内での間接ばく露 6 工事現場での間接ばく露 7 年 月 へ移転 8 年 月に事業場廃止 9 他の事業場での作業歴あり 10 1~9以外で特記すべき事項があれば記入してください。	
(確認用項目欄)			
6	前回公表時の事業場名	〇〇造船㈱△△造船所 (現 〇〇ドック㈱〇〇工場)	
7	同一の事業場として 決定件数を累計する事業場名	〇〇造船㈱△△造船所、〇〇造船㈱〇〇工場	
(事業場担当責任者)			
所属		役職	
連絡先		氏名	
所在地		FAX	
TEL			

前回(直近)公表した情報を引用し、出力
(事業場別リストにおける項目26)

前回(直近)公表した情報を引用し、出力
(事業場別リストにおける項目27)

※ 平成17年度公表時は、表現が類型化
されていないため、当時の情報は引用しない

前回(直近)公表した情報を引用し、出力
(事業場別リストにおける項目25)

※ 平成17年度公表時は、表現が類型化
されていないため、当時の情報は引用しない
(リスト項目45を出力)

前回(直近)公表した情報を引用し、出力
(事業場別リストにおける項目28)

※ 前回公表時に特記事項が無しの場合
「(前回特記事項なし)」を出力

前回(直近)公表した情報を引用し、出力
(事業場別リストにおける項目24)

本例においては、

- ① 〇〇造船㈱△△造船所
- ② 〇〇造船㈱〇〇工場

にて、支給決定された件数を平成19年度までで累計し、
足し合わせた件数(①+②)が累計件数として出力される

同一の事業場として決定件数を
累計する事業場名

(事業場別リストにおける項目46
※複数該当する場合のみ記載。

一事業場の場合は斜線)

(4) 業種が「建設業」で「既公表」事業場に該当する場合 (様式2-2)

〇〇労働局		整理番号 023																																				
担当: 労災補償課 〇〇																																						
TEL: 03-3512-0000		建設業																																				
FAX: 03-3513-0000																																						
公表予定内容確認票																																						
1	事業場名 ※ () 書きがある場合は、 現在の事業場名	〇〇建設㈱																																				
	事業場所在地	〇〇市〇〇町123																																				
2	労災法 支給決定件数	<table border="1"> <tr> <td>肺がん</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>うち死亡</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中皮腫</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>うち死亡</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中皮腫</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>石綿肺</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	肺がん	1	1	うち死亡	0	0	中皮腫	0	1	うち死亡	0	1	肺がん	0	0	中皮腫	0	0	石綿肺	0	0	<table border="1"> <tr> <td>平成19年度</td> <td>までの累計</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	平成19年度	までの累計	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
肺がん	1	1																																				
うち死亡	0	0																																				
中皮腫	0	1																																				
うち死亡	0	1																																				
肺がん	0	0																																				
中皮腫	0	0																																				
石綿肺	0	0																																				
平成19年度	までの累計																																					
1	1																																					
0	0																																					
0	1																																					
0	0																																					
0	0																																					
0	0																																					
3	特別遺族給付金 支給決定件数																																					
4	石綿ばく露作業	建築現場の作業 (建築現場における事務職を含めた全職種)																																				
5	特記事項	建設現場における間接ばく露であり直接石綿を取扱う作業なし。 前回公表した特記事項 付記すべき事項があれば該当するものに○をつけ記入してください。 ※建設業に係る事業場名等の公表にあたっては、「事業場の所在地 (事務所) と異なる場所 (現場) で石綿作業が行われており、公表対象となった事業場の所在地は石綿の飛散のおそれのない場所である。また建設労働者の多くは事業場を転々としながら多数の建設現場で就労するなかで石綿作業に従事している」旨を記載する予定です。																																				
(確認用項目欄)																																						
6	前回公表時の事業場名	〇〇建設㈱																																				
7	同一の事業場として 決定件数を累計する事業場名	〇〇建設㈱																																				
(事業場担当責任者)		所属																																				
		役職 氏名																																				
		連絡先 所在地																																				
		TEL FAX																																				

5. 注意事項等

- ・ 当該印刷機能は、事業場別リストの内容をそのまま読み込み自動で印字することから、印字された文書において、文書の体裁が適当でない (事業場名が著しく長いため、途中で折り返して印刷されてしまう、石綿ばく露作業が枠内に入りきらない等) がある可能性がある。

これらを修正する場合には、本印刷機能に頼らず、原紙において手入力し、通常のエクセル操作の方法によって印刷すること。

- ・ 大量に印刷する前に少量で印刷チェックを行い、担当者名等について確認すること。
- ・ 水色のセル以外は入力変更等をしないこと。セルの結合等について不用意に変更しないこと（数式等が影響を受ける可能性があるため。）
- ・ シート名「事業場別リスト」について変更しないこと（事業場別リストからデータを読み込むため、変更すると正しく印刷できなくなる。）
- ・ 自署分のみを発出する場合、発出漏れのないよう留意すること

※ 特に事業場別リストは「新規公表」、「既公表」の観点で並べ替えをおこなっているため、同一署であっても「事業場連番」が連続していないことに留意すること。

（注）「新規公表」事業場が事業場別リストの上部、「既公表」事業場がリストの下部に集まっている。

事業場対応マニュアル（Q & A）

（平成 19 年度の認定事業場の公表対応用）

項	目	ページ
<u>1</u>	<u>公表の趣旨</u>	
問 1	なぜ石綿関連疾患の労災認定事例のみ公表するのか。	1
<u>2</u>	<u>公表自体への苦情</u>	
問 2	事業場名の公表については、同意していないので拒否する。	2
問 3	国が石綿使用を認めていたものであり、当社の責任ではなく、個別企業名の公表は不適當である。 耐火用吹き付けなどは国から石綿使用を求められたものである。	2
問 4	現在石綿の取扱いは行っておらず、事業場名を公表するのは不適當ではないか。	2
問 5	当時の状況を知っているものが残っておらず、確認が十分できないにも関わらず公表されるのは困る。	3
問 6	当社では石綿作業はないと考えているが、監督署が勝手に事実認定したものである。	3
問 7	当社の業務は、認定基準に定める石綿取扱い業務に当たらないものである。	4
問 8	風評被害により損害が発生するおそれが強く、公表は容認できない。	4
問 9	当社は、現在アスベストに関し係争中であり、公表は容認できない。	4
問 10	平成 20 年 3 月に既に公表されており、再度公表する必要はないのではないか。	5
問 11	平成 17 年度に A 支店について既に公表されており十分ではないか。 今回さらに B 支店まで公表されるのは困る。	5
問 12	守秘義務に反するのではないか。	5
<u>3</u>	<u>少量のばく露、間接ばく露</u>	
問 13	少量の石綿しか取り扱っておらず、事業場名を公表するのは不適當ではないか。	7
問 14	少量の石綿によるばく露でも、石綿による疾病となるのか。	7

問 15 間接ばく露であり、石綿取扱い作業にはあたらない。	7
問 16 建屋に（吹き付け）石綿が存在したことは否定しないが、石綿取扱い作業ではない。	8
4 過去の職歴	
問 17 当社に在籍していた期間が短いのに、当社を公表するのは不適當ではないか。	9
問 18 事業主としてばく露した期間が長いが何故労災認定されるのか。	9
問 19 当社以前にも職歴があり、当社の業務が原因ではない。	9
問 20 前職歴による石綿ばく露もあるのだから、当該事業場名も公表すべきではないか。	10
問 21 当社の職歴の後にも職歴があり、当社を公表するのは適當ではない。	10
5 出張作業	
問 22 出張作業時の間接ばく露であり、当社の責任ではなく、事業場名を公表することは不適當ではないか。	11
問 23 当社においては、出張先にのみ石綿取扱い作業があることから、事業場名を公表する必要性に乏しいのではないか。	11
6 下請専門	
【建設業】	
問 24 当社は、下請専門の建設業を行ってきたことから、労災保険関係（災害補償責任）は、現場の元請事業主であるにもかかわらず、当社が公表される理由如何。	12
【建設業】	
問 25 現場の元請事業主を公表しない理由如何。	12
【造船業】	
問 26 今回追加で調査している趣旨・目的は何か。（造船業において、「石綿取扱い確認票」の提出を求める趣旨如何。）	12
【造船業】	
問 27 修理する船舶を選ぶことはできず、かつ、現に取り扱っていないのに、なぜ現在取り扱っていないとの表記とならないのか。	13

【全事業共通】	
問 28 その他として表記されると、周辺住民から訴訟を提起されるおそれや立退きを要求されるおそれがある。その他として表記されるなら公表を拒否する。	1 3
7 中小事業主等の特別加入	
問 29 当社で認定された者は、労働者ではなく、任意加入の特別加入者（中小事業主等）であるにもかかわらず、公表する理由如何。	1 4
問 30 前回特別加入者を公表しなかったにもかかわらず、今回公表するのは不適當ではないか。	1 4
8 公表時期、方法	
問 31 公表はいつ頃の予定か。	1 5
問 32 今後も継続するのか。	1 5
問 33 公表方法如何。	1 5
9 確認票	
問 34 「確認票」とはどういうものか。	1 6
問 35 同じ事業場にもかかわらず、「確認票」が複数枚送られてきたがどうしてか。	1 6
10 公表項目	
(1) 事業場名	
問 36 同じ事業場にもかかわらず、過去の企業名称や過去の工場の名称で別事業場として公表するのはなぜか。	1 7
問 37 石綿をばく露した当時の事業場名を公表するのであれば、現在の事業場名を公表する必要はないのではないか。	1 7
問 38 企業合併前に公表対象の事業場は廃止しており、現在の新しい企業名を公表する必要はないのではないか。削除してほしい。	1 7
(2) 所在地	
問 39 所在地を公表する理由は何か。	1 8
問 40 当社は、〇〇造船㈱の構内下請をしているが、所在地については、元請会社の所在地でよいのか。	1 8

問 41 石綿作業を行っていない事務所しかないにもかかわらず、所在地を公表する必要はないのではないか。	19
問 42 公表しようとしている所在地は事務所兼自宅であり、家族の生活に影響があるので公表されては困る。	19
問 43 事業場廃止されており、公表予定の所在地はマンションが建っているため、当該マンションの住民に迷惑が掛かるのでやめてほしい。	19
問 44 事業場は廃止されているが、公表された事業場と同じ所在地には、公表された事業場と関係ない会社の事務所（工場）があり、迷惑が掛かるので所在地の公表をやめてほしい。	20
問 45 有期事業の建設業において、労災認定等した場合、公表する事業場は、工事現場の所在地になるのか。工事現場の所在地を公表するのであれば、施主に迷惑が掛かるので、会社の事務所の所在地としてほしい。	20
<u>(3) 認定件数、死亡件数（累計を含む）</u>	
問 46 認定件数を公表する理由如何。	21
問 47 死亡件数を公表する理由如何。	21
問 48 過去からの累計の認定件数を公表する理由如何。	21
問 49 業務上か業務外か決定を知らせてもらっていないので、労災認定数等を確認できない。（又は、当社で把握している数値と異なる。）	21
問 50 当社で把握している件数と異なるので、認定件数を公表することに納得できない（確認票を返送することができない。）。	22
問 51 当社を最終石綿ばく露事業場として労災認定したにもかかわらず、なぜ、当社に認定者の氏名を教えてくれないのか。	22
問 52 平成 19 年度までの認定累計件数についても確認を行うのか。	22
問 53 平成 18 年度以前の認定件数について納得いかないため、累計件数を公表しないでほしい。	23
問 54 確認票が複数枚送られてきましたが、平成 19 年度の認定件数はそれぞれの「確認票」により異なるにもかかわらず、累計件数については、どの「確認票」も同じ件数が記載されているのはなぜか。	23
<u>(4) 石綿取扱時期、石綿ばく露作業</u>	

問 55 石綿取扱時期を公表する理由如何。	2 4
問 56 石綿ばく露作業（労災認定された作業）を公表する理由如何。	2 4
問 57 確認票で記載された石綿ばく露作業が当社の作業と合っていない。 （「配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業」のうち、ボイラー、 築炉については削除したい。）	2 4
問 58 石綿ばく露作業を「造船所内の作業（造船所における事務職を含めた全職種）」としているが、当社では事務職においては石綿ばく露はないにもかかわらず、この作業内容は納得できない。	2 5
問 59 建設業においては石綿取り扱い期間、現在の石綿取り扱い状況を公表しない理由如何。 （当社は、17年度公表の際、A支店について石綿ばく露作業の項目が公表されているが、今回B支店については、石綿ばく露作業の項目がない。）	2 5
<u>(5) 特記事項</u>	
問 60 「前回公表内容に基づく記載」とは、どういうことか。ここに記載があれば、特記事項を記載しなくてもよいのか。	2 6
問 61 「特記事項」には何を記載してもよいのか。	2 6
問 62 前回公表されたが、「特記事項」は一切新聞には掲載されなかったではないか。	2 6
<u>(6) 前回公表時の事業場名、累計対象となった事業場名</u>	
問 63 「前回公表時の事業場名」とは何か。	2 7
問 64 「累計対象となった事業場名」とは何か。	2 7
<u>10 その他</u>	
問 65 公表に関連して当社でも何らかの取組が必要なのか。	2 8
問 66 当社では労災認定された業務以外にも石綿ばく露作業がある。これらは公表しないのか。	2 8

1 公表の趣旨

問 1 なぜ石綿関連疾患の労災認定事例のみ公表するのか。

答 石綿関連疾患については、石綿ばく露から発症までの期間が数十年に及ぶ場合もあるなど、潜伏期間が非常に長いため、業務によるものかどうかには気付きにくいという特徴があります。

したがって、石綿関連疾患を発症された方に対しては、かつて石綿ばく露作業に従事していた場合に労災補償の対象となる可能性があることを認識していただき、また、かつて石綿ばく露作業に従事していたが、石綿関連疾患を発症していない方に対しては、適切な健康管理に留意していただくために、石綿関連疾患の労災認定の状況について情報提供として事業場公表を行っています。

なお、本年3月及び6月には平成17、18年度に労災認定等を行った事業場を公表しており、今回は平成19年度に労災認定等を行った事業場を公表するものです。

2 公表自体への苦情

問2 事業場名の公表については、同意していないので拒否する。

答 確認票を送付したのは、事前に公表内容をお伝えし、内容を確認していただくことにより、事業場公表に当たって、正確な情報を提供するという趣旨です。公表については、御理解をお願いします。

（なお、確認票の送付については、公表することに対し同意を得るために行っているものではありません。）

問3 国が石綿使用を認めていたものであり、当社の責任ではなく、個別企業名の公表は不適當である。

耐火用吹き付けなどは国から石綿使用を求められたものである。

答 石綿については、その危険性から段階的に規制が図られています。また、業務上の事由により石綿関連疾患を発症された方に対しては、労災保険給付あるいは石綿健康被害救済法による給付を受けられるよう取り組んでいるところです。

事業場公表は、疾病発症の責任の所在を明らかにするために行うものではありません。

元労働者の方等に石綿ばく露の可能性について認識していただき、石綿関連疾患を発症された場合には適切な補償を受けていただくための注意を促すことが重要と考え、事業場公表を行っています。

問4 現在石綿の取扱い行っておらず、事業場名を公表することは不適當ではないか。

答 貴事業場については、以前、石綿ばく露作業が行われていたことから、元労働者（や周辺住民）が石綿にばく露したおそれを否定することはできず、また、石綿による疾病は、石綿ばく露から発症までの潜伏期間が非常に長いという特徴があることから、公表することとしています。

なお、事業場名の公表については、既に平成17年7月と8月及び本年3月と6月に行われており、また、公表されるリストにおいては、各事業場の現在の石綿の取扱い状況が分かるものとなっております。

問5 当時の状況を知っているものが残っておらず、確認が十分できないにも関わらず公表されるのは困る。

答 事業場名の公表については、原則として労災認定時の監督署における調査結果に基づいて行っていますが、石綿の取扱い状況等、事業場において確認できる情報に限りがあることも十分に理解できます。

そのような場合には、行政として把握できる情報の範囲内で公表することとしており、確認できないものについては、不明として公表いたします。

問6 当社では石綿作業はないと考えているが、監督署が勝手に事実認定したものである。

答 事業場公表については、原則として労災認定時の監督署における調査結果に基づいて行っています。石綿ばく露作業の調査について、資料が限られているなどの状況があることは理解しておりますが、監督署の調査結果から、貴社において石綿ばく露があったものと判断していますので公表対象としております。

○ 申立て内容を踏まえ検討が必要と判断した場合

貴社においては、石綿取扱い作業がないとのことであれば、その理由を詳しくお聞かせください。内容を十分に検討した上で公表の可否を判断させていただきます。

※ 局の対応

事業場の申立て内容を精査し、事業場不明に当てはまるか否かの検討を行い、公表対象事業場に対する確認等作業要領 第3の2の(1)の「事業場不明の判断」に基づき、必要な処理を行うこと。

問7 当社の業務は、認定基準に定める石綿取扱い業務に当たらないものである。

答 監督署の調査におきましては、〇〇の作業が石綿取扱い作業に当たるとしたのですが、貴社において当該作業は石綿取扱い作業に当たらないとのことであれば、その理由を詳しくお聞かせください。内容を十分に検討した上で公表の可否を判断させていただきます。

※ 局の対応

事業場の申立て内容を精査し、事業場不明に当てはまるか否かの検討を行い、公表対象事業場に対する確認等作業要領 第3の2の(1)の「事業場不明の判断」に基づき、必要な処理を行うこと。

問8 風評被害により損害が発生するおそれが強く、公表は容認できない。

答 事業場名の公表は、石綿による健康被害について、国民の間に大きく、広がっている不安を可能な限り解消するという、公益上の観点から実施するものであり、労災認定を行った事業場については原則として公表することとしたものです。

事業場名の公表については、これまで平成17年7月と8月、本年3月と6月に行っているところですが、正確な情報提供という観点から、確認票を送付し、事前に公表内容をお伝えし、内容を確認していただいています。

なお、公表内容のみでは正しい状況の説明が不足するということでしたら、正確な情報となるよう特記事項として記載したいと考えておりますので、送付しました確認票に特記事項として当てはまるものを選んで回答してください。

問9 当社は、現在アスベストに関し係争中であり、公表は容認できない。

答 労災認定に当たっては、最終ばく露事業場における労災保険関係に基づき行っているところであり、今回の公表の趣旨も、労災の発生について責

任を問うものではなく、現に労災認定された事業場に関する情報提供を行うものです。

貴社におきましても、労災認定された事業場であることから、公表を行うこととしております。

また、公表に際して特に付記すべき事項がございましたら、その内容によっては特記事項として掲載することができますので、送付しました確認票に特記事項として当てはまるものを選んで回答してください。

問 10 平成 20 年 3 月に既に公表されており、再度公表する必要はないのではないか。

答 かつて石綿ばく露作業に従事していたが、石綿関連疾患を発症していない方に対しては、適切な健康管理に留意していただくために事業場名の公表を行っていますが、一度公表された事業場においても、その後の認定状況を公表することにより、当該事業場において過去従事したことのある労働者に対し、更に注意喚起を促すことができると考えています。

なお、本年 6 月には、平成 17 年に公表された事業場のうち、平成 17、18 年度に労災認定された事業場を公表しており、今後においても、過去公表されているからという理由で、公表対象から除外することはありません。

問 11 平成 17 年度に A 支店について既に公表されており十分ではないか。今回さらに B 支店まで公表されるのは困る。

答 石綿ばく露については、事業場ごとに労働者あるいは近隣住民に情報を提供する必要があります。そのため、同一法人でも異なる地域に所在する事業場で認定された場合は、当該事業場についても公表することとしています。

問 12 守秘義務に反するのではないか。

答 事業場名の公表は、石綿による健康被害について、国民の間に大きく広がっている不安をできる限り解消するという、公益上の観点から実施するものであり、このような場合には、公益との比較考量により情報を公開する必要性と正当性が認められることとなります。

3 少量のばく露、間接ばく露

問 13 少量の石綿しか取り扱っておらず、事業場名を公表するのは不適當ではないか。

答 事業場名の公表については、労災認定時の監督署における調査結果に基づくものであり、労災認定を行った事業場については、原則として公表するとしたものです。

単に取り扱っている量が少量であるということだけでは、石綿による疾病の発症に至る石綿ばく露がなかったとは言えないことから、公表を差し控えるべき理由には当たりませんが、事業場として少量の石綿しか取り扱っていないというのであれば、特記事項にその旨を記載したいと考えます。

問 14 少量の石綿によるばく露でも、石綿による疾病となるのか。

答 石綿による疾病については、少量の石綿ばく露によって発症するおそれがあることを否定することはできません。

特に中皮腫については、比較的短期間の石綿ばく露による発症も十分考えられるとされています。

問 15 間接ばく露であり、石綿取扱い作業にはあたらない。

答 労災認定に当たっては、石綿を直接取り扱う者に限らず、業務により間接的にばく露した場合も、石綿ばく露作業として取扱います。

本公表は、現に労災認定された労働者が所属する事業場が、労災発生の原因となったことを示すものでなく、その認定の事実、ばく露作業の内容を情報提供するものです。このため、貴社の作業によるものではなく、構内下請けの際の他社からのばく露（あるいは、建設現場での同時作業に伴う他社からのばく露等）であり、事業場内でのばく露がない場合は、適切な情報提供のため、その旨、特記事項に記載することとしたいと考えます。

これにより、元労働者あるいは近隣住民に正確な情報を伝えること、ま

た、類似の事業場に勤務した方への注意喚起にもなると考えています。

問 16 建屋に（吹き付け）石綿が存在したことは否定しないが、石綿取扱い作業ではない。

答 貴社の場合、調査の結果、劣化した石綿が飛散している状況において作業が行われるなど、石綿へのばく露が認められたものです。（ばく露が極めて些少等、申し立ての内容に応じ、特記事項への記載を案内。）

また、建物や機械設備の一部に石綿が使用されているが石綿を直接取り扱うことはないということであれば、その旨特記事項として記載することもできます。

（なお、劣化した石綿が飛散する状況ではなく、石綿が封じ込められた状況であったと申し立てた場合には、問7を参照。）

4 過去の職歴

問 17 当社に在籍していた期間が短いのに、当社を公表するのは不適當ではないか。

答 労災認定に当たっては、最終ばく露事業場における労災保険関係に基づき行っているところであり、今回の公表の趣旨も、疾病発症の責任の所在を明らかにするために行うものではなく、現に労災認定された事業場に関する情報を提供するものです。

貴社におきましては、石綿ばく露作業が認められたことから、公表を行うこととしております。

(申し立ての内容に応じ、「他の事業場での作業歴あり」等の特記事項への記載を案内すること。)

問 18 事業主としてばく露した期間が長いが何故労災認定されるのか。

答 石綿による疾病については、いつのばく露により発症したかを明らかにすることはできません。このため、監督署において石綿ばく露作業について調査を行い、労災（労働者）として給付をし得ると判断したものです。

労災認定に当たっては、最終ばく露事業場における保険関係に基づき行っているところであり、今回の公表の趣旨も、疾病発症の責任の所在を明らかにするために行うものではなく、現に労災認定された事業場に関して情報を提供するものです。

(申し立ての内容に応じ、特記事項への記載を案内すること。)

問 19 当社以前にも職歴があり、当社の業務が原因ではない。

答 石綿による疾病については、いつの石綿ばく露により発症したかを特定することは困難です。

貴社においても、労災認定時の監督署における調査結果により、石綿ばく露作業があり、これに労働者が従事していたということから、公表対象

としております。元労働者あるいは近隣住民への適切な情報の公表という趣旨を御理解願います。

なお、貴社に従事する以前にも石綿ばく露に係る職歴があるということであれば、正確な情報の公表という観点から、特記事項に「他の事業場での作業歴あり」等の記載をしたいと考えております。

問 20 前職歴による石綿ばく露もあるのだから、当該事業場名も公表するべきではないか。

答 労災認定については、最終ばく露事業場における労災保険関係に基づいて行っているところです。今回の公表は、現に労災認定を行った事業場についての情報を提供するものであり、疾病発症の責任の所在を明らかにするために行うものではないことに御理解願います。

なお、貴社以外にも石綿ばく露に係る職歴があることをおっしゃりたいのであれば、正確な情報の公表という観点から、特記事項に「他の事業場での作業歴あり」等の記載をしたいと考えております。

問 21 当社の職歴の後にも職歴があり、当社を公表するのは適当ではない。

答 事業場名の公表については、労災認定時の監督署における調査結果に基づいて行うものですが、監督署の調査においては貴社に従事した以後に石綿ばく露作業は認められません。

貴社においては、石綿ばく露作業があり、これに労働者が従事したということが認められておりますので、公表の対象としておりますが、石綿の取扱いについて特に説明したいことがあれば、正確な情報の公開という観点から、特記事項としてその旨を記載することを検討したいと考えております。

なお、貴社を退職した後の職歴等、具体的に御存じであれば詳しく教えてください。

5 出張作業

問 22 出張作業時の間接ばく露であり、当社の責任ではなく、事業場名を公表することは不適當ではないか。

答 石綿粉じんについては、事業場内で使用していない場合であっても、出張により自ら直接作業する者だけでなく、その周辺で作業する者についてもばく露のおそれがあります。

貴社事業場内での取扱いがないということのみでは、公表を差し控える理由とはなりません。正確な情報の公表という観点から、特記事項として「事業場内の取扱いなし。出張業務によりばく露。」というように記載したいと考えております。

問 23 当社においては、出張先にのみ石綿取扱い作業があることから、事業場名を公表する必要性に乏しいのではないか。

答 本公表は、現に労災認定された労働者が所属する事業場が、労災発生の原因となったことを示すものではなく、その認定の事実、ばく露作業の内容を情報提供するものです。このため、出張作業先でのばく露であり、事業場内でのばく露がない場合は、適切な情報提供のため、その旨、特記事項に記載することも考えられます。

これにより、元労働者あるいは近隣住民に正確な情報を伝えること、また、類似の事業場に勤務した方への注意喚起も図ることができます。

6 下請業者

【建設業】

問 24 当社は、下請専門の建設業を行ってきたことから、労災保険関係（災害補償責任）は、現場の元請事業主であるにもかかわらず、当社が公表される理由如何。

答 建設労働者の多くは、事業場を転々としながら、多数の建設現場で就労する中で、石綿ばく露作業に従事していました。

したがって、建設業については、公表対象となった事業場にこれまで従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることを注意喚起する観点から公表するものです。

このため、建設業の下請のみを行っている事業場についても、認定された方と同様な就労・作業態様を取られていた方に対して情報として公表する必要があるものです。

また、既に平成17年7月と8月、本年3月と6月に行った労災認定事業場の公表におきましても、同様に実施しています。

なお、事業場内での石綿取扱いがない場合には、その旨申し出ていただければ、特記事項として記載させていただきたいと考えております。

【建設業】

問 25 現場の元請事業主を公表しない理由如何。

答 最終の建設現場が確認できた場合は、当該建設現場を公表することとしていますが、これが把握できない場合は、所属していた事業場を公表することとしています。

【造船業】

問 26 今回追加で調査している趣旨・目的は何か。

（造船業において、「石綿取扱い確認票」の提出を求める趣旨如何。）

答 造船業は、石綿による疾病の労災認定件数が多い業種となっています。

また、業務内容によっては、今後も石綿取扱い業務が発生する可能性があります。よって、関係者に正確な状況をお知らせするために、追加の確認をお願いするものです。

【造船業】

問 27 修理する船舶を選ぶことはできず、かつ、現に取り扱っていないのに、なぜ現在取り扱っていないとの表記とならないのか。

答 船舶については、過去に石綿が使用されているものがあり、修理の際には、これらを取り扱う等によりばく露する可能性が十分考えられることから、このような作業が発生しうる場合は、「石綿取扱いなし」と公表することは適当ではないと考えます。

このため、将来、修理船によっては石綿取扱いがある場合は、石綿取扱い状況を「その他」とし、特記事項欄において、修理船によっては石綿取扱いがある可能性がある旨、記載することとしています。

【全事業共通】

問 28 その他として表記されると、周辺住民から訴訟を提起されるおそれや立退きを要求されるおそれがある。その他として表記されるなら公表を拒否する。

答 「その他」については、例えば、

造船業で、取り扱う船舶に石綿が使用されている場合は、修理の際、労働者がばく露することがある、

プラントの保温材に石綿が使用されており、将来、交換時に労働者がばく露することがある

など、常態としては石綿を取り扱うことはないが、場合によっては将来石綿取扱い作業が発生する可能性があるケースなどを「その他」としています。

こうした正確な情報を提供することは関係者に対する安心感を与えるものであり、一方、業種等から十分推測しうるにもかかわらず「石綿取扱いなし」とすることは、むしろ不信感を与えるおそれもあり、適当ではないと考えます。

7 中小事業主等の特別加入

問 29 当社で認定された者は、労働者ではなく、任意加入の特別加入者（中小事業主等）であるにもかかわらず、公表する理由如何。

答 中小事業主等の特別加入者は、当該事業場の労働者と同様に業務に従事することで労災保険に加入することが認められています。

中小事業主等の特別加入をされていた方が、石綿ばく露作業により石綿関連疾患を発症したとして認定されておりますので、労働者・元労働者の方への適切な情報を提供するという趣旨で公表を行います。御理解をお願いします。

問 30 前回特別加入者を公表しなかったにもかかわらず、今回公表するのは不適當ではないか。

答 当該事業場で作業に従事した労働者等への適切な情報を提供するため、中小事業主等の特別加入者の事業場を公表対象としております。

なお、本年3月（平成17、18年度分）公表においても、中小事業主等の特別加入者の事業場を公表しています。

8 公表時期、方法

問 31 公表はいつ頃の予定か。

答 全国の調査結果を取りまとめる必要があるため、日程は未定ですが、秋頃に実施する予定です。

問 32 今後も継続するのか。

答 今後、事業場公表をいつまで継続するかについては未定ですが、平成 20 年度に労災認定した事業場については、来年度に公表を行うことを考えています。

問 33 公表方法如何。

答 厚生労働省において全局分を取りまとめ記者発表を行います。
また、厚生労働省ホームページにも掲載する予定です。

9 確認票

問 34 「確認票」とはどのようなものか。

答 事業場公表に当たって、事前に公表内容をお伝えし、また内容を確認していただくことにより、正確な情報を提供するために、「確認票」を各事業場に送付しています。

「確認票」には、公表する貴事業場に関する情報を記載していますので、この内容を確認のうえ、必要な事項を記載し、回答していただきますようお願いします。

問 35 同じ事業場にもかかわらず、「確認票」が複数枚送られてきたがどうか。

答 事業場公表は、被災労働者が石綿を最終ばくをした当時の事業場名を公表することとしており、被災労働者により最終ばく露した時期が異なることから、事業場の名称の変更があった場合は、認定された被災労働者に応じ、公表する事業場名が異なることがあります。このような場合は、公表する事業場名ごとに「確認票」を作成することから、同一の事業場に「確認票」を複数枚送付することがあります。

貴事業場におかれては、複数の認定者がおり、認定者に応じ最終ばく露事業場名が異なっていたことから、〇枚の「確認票」を送付させていただきました。

それぞれの「確認票」の記載内容を確認していただき、御回答いただきますようお願いします。

9 公表項目

(1) 事業場名

問 36 同じ事業場にもかかわらず、過去の企業名称や過去の工場の名称で別事業場として公表するのはなぜか。

答 石綿関連疾患を発症された方に対しては、かつて石綿ばく露作業に従事していた場合に労災補償の対象となる可能性があることを認識していただき、また、かつて石綿ばく露作業に従事していたが、石綿関連疾患を発症していない方に対しては、適切な健康管理に留意していただくために、石綿関連疾患の労災認定の状況について情報提供として事業場公表を行っています。

石綿関連疾患は、石綿のばく露から発症まで数十年に及ぶ場合があることから、かつて石綿ばく露作業に従事していた方が、事業場を認識しやすいように、現在の名称ではなく、労災認定された方が最終ばく露した当時の事業場名で公表することとしています。

問 37 石綿をばく露した当時の事業場名を公表するのであれば、現在の事業場名を公表する必要はないのではないか。

答 かつて石綿ばく露作業に従事していた方が、事業場を認識しやすいように、現在の名称ではなく、労災認定された方が最終ばく露した当時の事業場名で公表することとしています。事業場の名称が変更された場合、かつて公表事業場で石綿ばく露作業に従事していた方が、事業場に連絡することができなくなることから、現在の事業場名についても公表を行っています。

問 38 企業合併前に公表対象の事業場は廃止しており、現在の新しい企業名を公表する必要はないのではないか。削除してほしい。

答 かつて石綿ばく露作業に従事していた方が、事業場を認識しやすいように、現在の名称ではなく、労災認定された方が最終ばく露した当時の事業

場名で公表することとしています。企業合併等により事業場の名称が変更され、また、事業場が廃止された場合、かつて公表事業場で石綿ばく露作業に従事していた方が、事業場に連絡することができなくなることから、現在の企業名についても公表を行っています。

廃止された事業場であれば、より現在の企業名は必要であり、貴社のみについて、現在の事業場名を記載せずに公表することはできません。

(2) 所在地

問 39 所在地を公表する理由は何か。

答 石綿関連疾患を発症された方に対しては、かつて石綿ばく露作業に従事していた場合に労災補償の対象となる可能性があることを認識していただき、また、かつて石綿ばく露作業に従事していたが、石綿関連疾患を発症していない方に対しては、適切な健康管理に留意していただくために、事業場公表を行っています。公表された事業場において過去従事した経験のある労働者がより具体的に事業場を認識していただくために、本年6月に行った事業場公表から所在地情報を公表する情報として追加しています。

なお、平成17年に公表した事業場及び本年3月に公表した事業場の所在地については、今後、公表を行うことを予定しています。

問 40 当社は、〇〇造船㈱の構内下請をしているが、所在地については、元請会社の所在地でよいのか。

答 事業場の所在地については、原則として労働保険が成立している事業場の所在地となります。

したがって、貴社にあっては、〇〇造船㈱で構内下請を行っているということですが、その造船所内で労働保険が成立していれば、当該造船所内を所在地としてください。

一方、造船所内の作業が出張作業であり、造船所内で労働保険の成立がされていない場合は、労働保険が成立している工場又は事務所の所在地と

いうことになります。

どちらにしても、事業場の所在地としては、労災認定を行った労働基準監督署の管轄内の所在地である必要があります。

問 41 石綿作業を行っていない事務所しかないにもかかわらず、所在地を公表する必要はないのではないか。

答 石綿作業を行っていた場所ではなくても、事業場名と事務所の所在地に記憶があれば、かつて公表事業場に勤務していた労働者が、具体的に事業場を認識することが可能であることから、事務所であっても公表を行うこととしているものです。

問 42 公表しようとしている所在地は事務所兼自宅であり、家族の生活に影響があるので公表されては困る。

答 石綿関連疾患を発症された方に対しては、かつて石綿ばく露作業に従事していた場合に労災補償の対象となる可能性があることを認識していただき、また、かつて石綿ばく露作業に従事していたが、石綿関連疾患を発症していない方に対しては、適切な健康管理に留意していただくために、事業場公表を行っており、その事業場公表の目的を踏まえると、自宅の住所であったとしても公表を行わないとすることはできません。

問 43 事業場廃止されており、公表予定の所在地はマンションが建っているので、当該マンションの住民に迷惑が掛かるのでやめてほしい。

答 公表対象事業場がかつて当該場所にあったことは事実であり、そこにマンションが建築されていたとしても、公表を行わないとすることはできません。(問 42 参照)

問 44 事業場は廃止されているが、公表された事業場と同じ所在地には、公表された事業場と関係ない会社の事務所（工場）があり、迷惑が掛かるので所在地の公表をやめてほしい。

答 石綿を取扱っていた事業場が廃止され、新たな事業場が当該所在地で業務を行っていたとしても、公表対象事業場の所在地を公表しないとはできません。

事業場公表の際には、事業場廃止となっていることも情報提供することとしており、当該所在地に現存する事業場が別の会社であることは明らかになると考えます。

問 45 有期事業の建設業において、労災認定等した場合、公表する事業場は、工事現場の所在地になるのか。工事現場の所在地を公表するのであれば、施主に迷惑が掛かるので、会社の事務所の所在地としてほしい。

答 建設業の場合、事務所の所在地を公表する場合と工事現場の所在地を公表する場合があります。

建設労働者の場合は、建設現場を転々と移動することが多く、最終ばくを事業場としての現場の把握が困難であることから、当該被災労働者が石綿最終ばく露作業を行った当時に所属していた会社を最終ばく露事業場として公表することとし、このような場合、当該会社の事務所の所在地を公表することとしています。

一方、最後に石綿ばく露作業を行った現場を把握することができ、その現場が、有期事業として労働保険を成立している場合は、労災保険給付も当該労働保険により行われることから、当該現場の元請事業者を公表することとしています。このような場合は、労働保険を成立した現場の所在地を公表することとしています。

労働基準監督署で最終ばく露事業場としての現場を把握しているのであれば、事業場公表の趣旨からも当該現場を公表すべきと考えており、こうした場合には、会社の事務所の所在地を公表するということとはできません。

(3) 認定件数、死亡件数（累計を含む）

問 46 認定件数を公表する理由如何。

答 今回の公表は、平成 19 年度に認定されたものが対象となるものであり、件数も含めて疾病の状況を公表することにより、石綿ばく露作業によりどのような疾患が発症するのか、また、限定的な情報ではあるものの発生状況をお知らせすることにより、より正確な情報提供を行うことができるものと考えております。

問 47 死亡件数を公表する理由如何。

答 石綿関連疾患は、発症した場合、予後不良の疾病であることから、早期発見が重要であることを広く御理解いただくことが大切であり、また、迅速な労災保険給付による療養等必要な補償を行うことが重要であることから、死亡件数を公表することを考えております。

問 48 過去からの累計の認定件数を公表する理由如何。

答 公表事業場における過去を含めたすべての認定件数を公表することにより、より具体的に当該事業場において石綿取り扱い作業を行ったことのあ
る方に対する注意喚起になるとともに、適切な健康管理に留意していただくことができると考えています。

問 49 業務上か業務外か決定を知らせてもらっていないので、労災認定数等
を確認できない。（又は、当社で把握している数値と異なる。）

答 貴社で把握している数値、対象者はどのようなものでしょうか。
（確認）

当署では〇名について認定しております。

(内訳を求められれば回答。なお、認定者氏名は出さないこと。)

問 50 当社で把握している件数と異なるので、認定件数を公表することに納得できない(確認票を返送することができない。)

答 今回の公表は、平成 19 年度に労働基準監督署において認定等を行った件数になりますので、貴社が把握している件数の中に、平成 18 年度や平成 20 年度の件数が含まれていないでしょうか。

ところで、貴社で把握している数値、対象者はどのようなものでしょうか。

(確認)

当署では〇名について認定しております。

(内訳を求められれば回答。なお、認定者氏名は出さないこと。)

問 51 当社を最終石綿ばく露事業場として労災認定したにもかかわらず、なぜ、当社に認定者の氏名を教えてくれないのか。

答 認定件数の内訳については説明いたしますが、個人情報保護の観点から認定者の氏名については教えることはできません。

大変申し訳ありませんが、貴社で把握している認定件数は何件なのでしょうか。

(確認)

当局といたしましても、再度件数について確認しますが、確認の結果間違いないと判断した場合は、当該件数で公表させていただきます。

問 52 平成 19 年度までの認定累計件数についても確認を行うのか。

答 平成 19 年度までの認定累計件数の基は、平成 18 年度までの認定件数と

今回確認をお願いしている平成 19 年度の認定件数である。平成 18 年度までの認定件数については、平成 17 年 7 月と 8 月、本年 3 月と 6 月の事業場公表の際に公表した認定件数であり、この数字の訂正を要しないが、今回の公表においては、平成 19 年度までの累計件数を公表することについては確認していただきたい。

問 53 平成 18 年度以前の認定件数について納得いかないの、累計件数を公表しないでほしい。

答 平成 18 年度までの認定件数については、既に公表しており、厚生労働省のホームページ等を通じ、いつでも閲覧できるようになっています。

貴社が平成 18 年度以前の認定件数について納得できるかどうかにかかわらず、平成 19 年度までの認定累計件数について公表する予定です。

問 54 確認票が複数枚送られてきましたが、平成 19 年度の認定件数はそれぞれの「確認票」により異なるにもかかわらず、累計件数については、どの「確認票」も同じ件数が記載されているのはなぜか。

答 事業場公表は、被災労働者が石綿を最終ばくをした当時の事業場名を公表することとしており、被災労働者により最終ばく露した時期が異なることから、事業場の名称の変更があった場合は、認定された被災労働者に応じ、公表する事業場名が異なることがあります。このような場合は、公表する事業場名ごとに「確認票」を作成することから、同一の事業場に「確認票」を複数枚送付することがあります。

その「確認票」には、記載された事業場名に応じた認定者数が記載されており、事業場に複数枚の「確認票」を送付した場合は、それぞれの「確認票」ごとに認定者数は異なります。

一方、累計件数については、公表する事業場名を問わず、同一の事業場の過去からの認定件数を公表することから、同一の事業場であれば、複数枚の「確認票」が作成されていたとしても、同一の件数が記載されることとなります。

公表リストには、平成 19 年度の認定件数、累計件数ともに記載しますが、

本年6月にも同様の公表を行っていますので、参考に御覧ください。

(4) 石綿取扱時期、石綿ばく露作業

問 55 石綿取扱時期を公表する理由如何。

答 石綿関連疾患については、石綿ばく露から発症までの期間が数十年に及ぶ場合もあるなど、潜伏期間が非常に長いことから、労災補償等の対象となる可能性があることを労働者等に認識していただくために石綿取扱時期を公表することは必要と考えております。

問 56 石綿ばく露作業（労災認定された作業）を公表する理由如何。

答 労災認定された作業内容を公表することにより、石綿ばく露の可能性のある作業をより具体的に御理解いただき、それらの業務に従事した方への健康管理等の注意喚起となるものと考えております。

また、様々な認定例を公表することにより、今回の事業場以外で勤務されていた労働者の方々に、御自身の職歴を振り返って確認していただくことにもつながるものと考えております。

問 57 確認票で記載された石綿ばく露作業が当社の作業と合っていない。

（「配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業」のうち、ボイラー、築炉については削除したい。）

答 石綿ばく露作業については、各事業場に対し送付しました「石綿ばく露作業一覧表」に記載された作業内容で定型的に記載することとしております。貴社においては、定型的な記載では一部事実と異なるということであれば、特記事項にその旨を記載します。

御理解をお願いします。

問 58 石綿ばく露作業を「造船所内の作業（造船所における事務職を含めた全職種）」としているが、当社では事務職においては石綿ばく露はないにもかかわらず、この作業内容は納得できない。

答 石綿ばく露作業については、各事業場に対し送付しました「石綿ばく露作業一覧表」に記載された作業内容で定型的に記載することとしており、造船所内の作業については、「事務職を含めた全職種」を必ず入れることとしている。

したがって、石綿作業の記述を訂正することはできませんが、貴社において事務職における間接ばく露を含めた石綿ばく露がないというのであれば、「過去事務職において認定はない。」等の特記事項に記載することとしてはどうでしょうか。

問 59 建設業においては石綿取扱い期間、現在の石綿取扱い状況を公表しない理由如何。

（当社は、17年度公表の際、A支店について石綿ばく露作業の項目が公表されているが、今回B支店については、石綿ばく露作業の項目がない。）

答 建設業においては、施工現場が多数あり、かつ、作業環境も日々異なるものです。また、従事する労働者も、現場を転々とし、各現場でさまざまな仕事を行っています。石綿ばく露作業についても、吹き付け、建材加工等の直接取扱いによるばく露のほかに、こうした作業近辺での間接的なばく露もあり、石綿ばく露作業を特定させることができません。

また、今後においても石綿含有建材の解体、改修の際には、引き続き石綿ばく露の可能性のあるものであり、開始時期、終了時期を特定することができません。

このため、建設業における石綿取扱い期間、現在の石綿取扱い状況については、今回、調査・公表項目とはしないこととしたものです。

(5) 特記事項

問 60 「前回公表内容に基づく記載」とは、どういうことか。ここに記載があれば、特記事項を記載しなくてもよいのか。

答 「前回公表内容に基づく記載」には、前回公表したときに記載した「特記事項」の内容が記載されています。

前回の公表時の「特記事項」と同じ内容でよいのであれば、新たに「特記事項」を記載する必要はありません。

もし、「特記事項」の内容を変更したいというのであれば、「前回公表内容に基づく記載」を削除又は訂正をし、必要に応じて、新たに「特記事項」の該当する項目を選択してください。

問 61 「特記事項」には何を記載してもよいのか。

答 「特記事項」には、代表例を記載していますので、その中から選択し、必要事項を記載してください。

代表例の中には、貴社が説明したい内容がないのであれば、「特記事項」の 10 番（建設業の場合は「力」）に丸をつけて、可能な限り簡潔に記入してください。

なお、公表リストの欄の大きさの問題やわかりやすい表記とするなどの観点から、行政で修正することがありますので、御理解をお願いします。

問 62 前回公表されたが、「特記事項」は一切新聞には掲載されなかったではないか。

答 新聞に掲載されない理由は分かりませんが、厚生労働省が公表したリストには、「特記事項」は記載されています。

厚生労働省のホームページには、公表リストが掲載されていますので、参考までに御覧ください。

(6) 前回公表時の事業場名、累計対象となった事業場名

問 63 「前回公表時の事業場名」とは何か。

答 「前回公表時の事業場名」には、本年3月、6月又は平成17年に事業場公表した際の事業場名を記載しています。

つまり、貴社にあっては、〇〇〇（「前回公表時の事業場名」に記載されている事業場名）で、過去公表されていますという意味です。

この「前回公表時の事業場名」に基づき、平成19年度までの累計の認定件数を算出し、公表することとしています。

問 64 「同一事業場として決定件数を累計する事業場名」とは何か。

答 同一事業場であるものの、被災労働者の退職された年月により、最終ばくを事業場名が異なることから、複数の事業場名で公表している場合があります。

このように、複数の事業場名で公表している事業場にあっては、同一の事業場として累計の認定件数を出す必要があることから、確認していただくため「累計対象となった事業場名」を記載しています。

10 その他

問 65 公表に関連して当社でも何らかの取組が必要なのか。

答 公表は厚生労働省において行いますので、貴社において公表自体について特段取組が必要というものではありません。

なお、公表後、元労働者の方などからより詳しい石綿取扱状況について問い合わせがあることが考えられますので、そのような場合には、正確な情報の提供に御協力願います。

また、石綿による健康障害を発症しているおそれがある方がいらした場合は、労災請求手続等について労働基準監督署（近隣住民の場合は、環境再生保全機構）等へ問い合わせるようお伝えください。特に、貴社でこれまで石綿取扱作業に従事した方を把握しておられる場合は、その方々への周知やお知らせなどをしていただければ幸いです。

問 66 当社では労災認定された業務以外にも石綿ばく露作業がある。これらは公表しないのか。

答 事業場によっては複数の石綿ばく露作業も考えられますが、間接的なばく露も含め、ばく露の形態は様々であることから、これらを網羅して把握することは困難です。よって、現に労災認定されたものを情報として公表することとしています。

なお、石綿による健康障害を発症しているおそれがある方がいらした場合は、労災請求手続等について労働基準監督署（近隣住民の場合は、環境再生保全機構）等へ問い合わせるようお伝えください。特に、貴社でこれまで石綿取扱作業に従事した方を把握しておられる場合は、その方々への周知やお知らせなどをしていただければ幸いです。

既公表事業場に対する事業場所在地の確認等作業要領

1 作業の目的

今回の作業の目的は、平成 20 年 3 月以前に公表された事業場（以下「既公表事業場」という。）に対し、「所在地情報確認票」（様式 2）（以下「確認票」という。）を送付することにより、公表予定内容（所在地）に誤りがないことを確認することを目的として実施する。

事業場に対する公表内容に所在地情報を追加する旨の通知は、事前に事業場の同意を得ることを目的とするものではないことに特に留意すること。

2 作業の内容

(1) 事業場への「確認票」の送付及び回収

本省から「所在地情報確認リスト」をメールにて送信するので、当該リストに基づき、「確認票」を作成し、事業場へ送付すること。

なお、平成 19 年度認定事業場として公表予定の事業場（「所在地情報確認リスト」において背景を水色で塗りつぶしてある事業場）については、事業場公表の公表予定内容の確認を行う際に所在地情報の確認を行うとともに、過去に公表した「石綿ばく露作業による労災認定事業場一覧」に所在地情報を追加することを通知することとしていることから、「確認票」の作成及び送付を要しない。

ア 公表予定内容の事前確認のため事業場に送付する書類について

(ア) 「石綿ばく露作業による労災認定事業場一覧の公表内容の追加について」（様式 1）

(イ) 所在地情報確認票（様式 2）（以下「確認票」という）

(ウ) 「所在地情報確認票」の記入要領（ご確認及び修正について）（以下「確認票記入要領」という。）（様式 3）

イ 「確認票」等の作成について

本省から送信する「所在地情報確認リスト」に基づき、「確認票」に「整理番号」、「公表時期」、「公表事業場名」及び「所在地」を記載し、作成した「確認票」の写しをとっておくこと。

「確認票」には、必ず発送元である局又は署名、担当者名、連絡先（電話番号、ファクシミリ番号）を記載し、誤りがないかチェックすること。

(ア) 整理番号

「整理番号」は、アルファベットと数字により構成し、アルファベットは、次の当該事業場が記載されている「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一

覧表」により「a」から「h」のいずれかを記載し、数字は、当該一覧表において当該事業場が掲載されている番号を記入すること（例えば、平成 20 年 3 月 28 日に公表した「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」の第 1 表の「番号」が「15」の事業場については「a-15」と記入する。）。

a 平成 20 年 3 月 28 日に公表した「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」の第 1 表

b 平成 20 年 3 月 28 日に公表した「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」の第 2 表

c 平成 17 年 8 月 26 日に公表した「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表」の第 1-1 表

d 平成 17 年 8 月 26 日に公表した「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表」の第 1-2 表

e 平成 17 年 8 月 26 日に公表した「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表」の第 2-1 表

f 平成 17 年 8 月 26 日に公表した「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表」の第 2-2 表

g 平成 17 年 7 月 29 日に公表した「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表」の第 1 表

h 平成 17 年 7 月 29 日に公表した「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表」の第 2 表

(イ) 公表時期

「公表時期」は、当該事業場が公表された年月を記入すること。

(ロ) 事業場名

「事業場名」は、原則として、公表した事業場名を記入することとし、公表していない工場名を記入するなどは行わないこと。

(ハ) 所在地

「所在地」は、公表対象事業場の支給決定時の所在地とし、「丁目」、「番地」、「号」まですべて記載すること。事業場廃止の場合は、廃止した当時の事業場所在地を記載する。事業場廃止後、市町村の合併等により所在地の表記が変更されたとしても、廃止した当時の表記の事業場所在地を記載すること。

造船業等の構内下請である場合であっても、〇〇会社(株)構内等といった表記については差し控えること。

建設業であって、最終ばく露作業を行った現場が明らかである場合で、当該現場において有期事業として労働保険を成立している場合は、現場の所在

地を記載し、その他最終ばく露作業を行った現場が不明である場合等については事務所の所在地を記載すること。

ウ 「確認票」を送付する事業場について

(7) 「確認票」の送付等に当たっての基本的事項

「確認票」の送付は、事業場公表を行った事業場全てに対して行うこととするが、事業場廃止等により事業主等の連絡先が不明な場合は、「確認票」の送付を要しない。

なお、「確認票」を送付しない事業場については、後記5により、「所在地情報確認リスト」の「送付」欄に「×」を記入すること。

個人情報漏えい防止等の観点から、行政から送付は、郵送により行い、ファクシミリによる送信は厳禁とする。

事業場からの「確認票」の回答については、事業場の負担を軽減する観点から、ファクシミリによる回答を主とし、郵送による回答も可とすること。

(4) 送付先の所在地の確認

認定当時の資料、適用徴収システムの事業場検索、事業場のホームページ又は電話番号案内等を活用して、送付先の所在地を確認し、当該所在地あてに「確認票」を送付すること。

類似の名称の事業場が存在することもあるので、送付先の所在地については複数名の者が間違いないか確認を行うこと。

(5) あて先不明により返送された場合の対応

送付した「確認票」が、あて先不明等の理由により、事業場へ配達されず、発送元の局又は署に返送された場合には、公表対象事業場に対して電話により移転先の所在地を確認し、移転先の所在地を確認できた場合には、当該所在地へ「確認票」を送付すること。

(2) 事業場からの「確認票」の回答期日及び未回答事業場への対応について

ア 回答期日の設定

事業場からの「確認票」の回答期日については、局において、事業場数に応じて設定することとするが、概ね送付後1週間を目処に設定すること。

イ 回答がない場合の対応

回答期日までに回答がない事業場に対しては、電話により督促を行うこと。また、回答を得ることが困難な場合には、電話により事業場担当責任者から「確認票」に記載された内容に誤りがないかなど聴取すること。電話により記載内容の確認を行った場合には、「確認票」の写しに、「確認票」の余白に確認した

日時、行政の聴取担当者の職氏名及び事業場担当責任者の職氏名を記載すること。

ウ 電話による確認についても拒否をする場合の対応

電話による確認についても拒否する事業場に対しては、送付した「確認票」の内容により追加する旨を伝達するとともに、事業場が回答を拒否する理由を聴取し、「回答・公表拒否事業場に関する情報」（様式４）に当該事業場の申立て内容を記載し、送信元あてにメールにより送信すること。

3 事業場の申立てへの対応

「確認票」の送付後、事業場から公表を拒否するなどの申立てがあった場合は、別紙２「事業場対応マニュアル（Ｑ＆Ａ）」に基づき対応すること。

特に、事業場から公表を拒否する旨の申立てがなされた場合には、申立ての内容を正確に聴取し、追加公表の趣旨・目的等を踏まえ、十分に説明すること。

十分に説明をしても、なお公表を拒否する旨の申立てをする事業場については、送付した「確認票」の内容により公表する旨を再度説明するとともに、「回答・公表拒否事業場に関する情報」（様式４）に当該事業場の申立て内容を記載の上、送信元あてメールにより送信すること。

4 「確認票」の回答に基づく対応

公表対象事業場から、「確認票」により、所在地を削除してほしい旨の要望があった場合は、当該事業場に電話し、要望に応じられない旨を説明すること。

また、「確認票」により、事業場所在地の訂正があった場合は、訂正された所在地がどのようなものであるか確認をし、確認した結果、認定等を行った監督署の管轄外の本社の所在地である等公表する所在地として問題がある場合は、当該事業場に電話し、修正を依頼すること。

電話により記載内容の確認等を行った場合には、「確認票」の写しに、「確認票」の余白に確認した日時、行政の聴取担当者の職氏名及び事業場担当責任者の職氏名を記載すること。

5 所在地情報確認リストの訂正又は記入

回収された「確認票」に基づき、所在地情報を訂正する必要がある場合は、「所在地情報確認リスト」の「事業場所在地」欄に赤字で訂正入力すること。

「確認票」を送付しない事業場、あて先不明等の理由により「確認票」が事業場へ配達されない事業場については、「所在地情報確認リスト」の「送付」欄に「×」を記入すること。

なお、事業場名の訂正は行わないこと。

6 本省報告

事業場から回収した「確認票」等の関係資料については、平成 20 年 9 月 26 日（金）までに本省職業病認定対策室へ速達書留等で送付するか又は送信元（本省）あてメールにて送信すること。

電子メールで報告する場合は、事業場から回収した「確認票」等については、PDF に変換して本省に送信するメールに添付すること。

なお、「所在地情報確認リスト」については、送信元（本省）あてメールにて送信すること。

7 その他

(1) 情報管理の徹底

本件作業に当たっては、従前からの指示どおり、情報管理に万全を期すること。

(2) 本件作業に係る本省照会先

労災補償部補償課職業病認定対策室認定業務第 2 係（内線：5572、5468）

（担当：辻、大井、東川）

作 業 に 係 る 様 式 集

様式番号	標 題
様式 1	石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧の公表内容の追加について
様式 2	所在地情報確認票
様式 3	「所在地情報確認票」の記入要領 (ご確認及び修正について)
様式 4	回答・公表拒否事業場に関する情報

平成20年〇月〇日

(事 業 場 名)

代表者 様

(発 出 者 名)

石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧の公表内容の追加について

日頃より労働基準行政の運営について、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、石綿による健康被害については、近年大きな社会問題となっており、厚生労働省においても、石綿による健康被害防止のための各種対策に取り組むとともに、石綿による疾病を発症された方について、その迅速な労災補償等に取り組んでいるところです。

その取組の一つとして、「労働者災害補償保険法」又は「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき石綿関連疾患として労災認定等された労働者（元労働者等を含む。）が所属していた事業場の名称、所在地等の公表を行っているところですが、今般、平成20年3月以前に公表した石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧に、事業場の所在地情報を追加することとしました。

つきましては、別添「所在地情報確認票」の記載内容をご覧ください、修正のない場合には、事業場担当責任者名等を記載して頂き、また、所在地情報の修正がございましたら該当部分を修正の上、下記あて〇月〇日（〇）までにファクシミリ又は郵送により回答願います。

問い合わせ先

〇〇労働基準監督署

所在地：

TEL：

FAX：

担 当：

労働局

整理番号 a-○

担当 :
TEL :
FAX :

所在地情報確認票

1	公表時期	
2	公表事業場名	
3	事業場所在地	

(事業場担当責任者)

所属	
役職	氏名
連絡先 所在地	
TEL	FAX

「所在地情報確認票」の記入要領
(ご確認及び修正について)

労災認定及び特別遺族給付金の支給に係る調査結果等に基づき記載しています。
修正が必要な場合は、該当部分を二重線により抹消の上、加筆修正をお願いします。

【1】公表時期

平成 17 年 7 月 29 日、平成 17 年 8 月 26 日、平成 20 年 3 月 28 日のいずれの事業場公表
において、貴事業場が公表されているか年月が記載されています。

【2】公表事業場名

上記【1】の事業場公表において、公表されている事業場名が記載されています。
本欄については、原則として修正をしないでください。

【3】事業場所在地

【2】の事業場の所在地を記載しています。廃止された事業場については、廃止された
当時の所在地を記載しています。

最終ばく露事業場としての建設現場の所在地が明らかである場合は、建設現場の所在地
を記載しています。

ご提出いただいた内容については、当方において、表記の修正等をさせていただくことがありま
す。

記載内容等について、ご不明な点がございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

回答・公表拒否事業場に関する情報

事業場に関する情報	①整 理 番 号 : ②事 業 場 名 : ③事業場担当者の職氏名 : ④事業場連絡先 : T E L F A X
申 立 て の 方 法 等	①申立ての方法等 電話 ・ 確認票の回答 ・ 面談 ・ その他 () ②電話等による対応日時 : 月 日 () 時 分
申 立 て の 内 容	
局・署の対応担当者	○○労働局 (△△労働基準監督署) 職氏名 :

注1) 「整理番号」については、「所在地情報確認票」に記載した整理番号を記載すること。

注2) 本票は1事業場ごとに作成することとし、同一事業場から複数回の申立てがなされた場合にはその都度、本票を作成すること。

注3) 電話又は面談により申立てを受けた場合には、対応を行った日時を記載すること。

注4) 「申立ての方法等」で「その他」を選択した場合には () 内に具体的に記載を行うこと。

事業場対応マニュアル（Q & A）

（所在地情報追加対応用）

項	目	ページ
1	<u>所在地情報の追加の趣旨</u>	
問 1	なぜ、既に公表した事業場一覧に、所在地情報を追加するのか。	2
2	<u>所在地情報の追加への苦情</u>	
問 2	もともと事業場名の公表については、同意していないので、所在地情報を追加することに拒否する。	2
問 3	事業場公表されてから時間が経っているが、今頃になって所在地情報を公表するのか。	2
3	<u>時期、方法</u>	
問 4	情報の追加はいつごろの予定か。	3
問 5	公表方法如何。	3
4	<u>所在地</u>	
問 6	当社は、〇〇造船㈱の構内下請をしているが、所在地については、元請会社の所在地でよいのか。	3
問 7	石綿作業を行っていない事務所しかないにもかかわらず、所在地を公表する必要はないのではないのか。	4
問 8	公表しようとしている所在地は事務所兼自宅であり、家族の生活に影響があるので公表されては困る。	4
問 9	事業場廃止されており、公表予定の所在地はマンションが建っているのですが、当該マンションの住民に迷惑が掛かるのでやめてほしい。	4
問 10	事業場は廃止されているが、公表された事業場と同じ所在地には、公表された事業場と関係ない会社の事務所（工場）があり、迷惑が掛かるので所在地の公表をやめてほしい。	5
問 11	有期事業の建設業において、労災認定等した場合、公表する事業場は、工事現場の所在地になるのか。工事現場の所在地を公表するのであれば、施主に迷惑が掛かるので、会社の事務所の所在地としてほしい。	5

1 所在地情報の追加の趣旨

問1 なぜ、既に公表した事業場一覧に、所在地情報を追加するのか。

答 石綿関連疾患を発症された方に対しては、かつて石綿ばく露作業に従事していた場合に労災補償の対象となる可能性があることを認識していただき、また、かつて石綿ばく露作業に従事していたが、石綿関連疾患を発症していない方に対しては、適切な健康管理に留意していただくために、事業場公表を行っていますが、公表された事業場において過去従事した経験のある労働者がより具体的に事業場を認識していただくために、所在地情報を公表することとしています。

同様の趣旨から、既に事業場公表している事業場においても、当該事業場に従事した経験のある労働者の方が、当該事業場を認識しやすいように、公表している事業場一覧に、事業場の所在地情報を追加することとしました。

2 所在地情報の追加への苦情

問2 もともと事業場名の公表については、同意していないので、所在地情報を追加することに拒否する。

答 確認票を送付したのは、事前に所在地情報を追加することをお伝えし、内容を確認していただくことにより、正確な情報を提供するという趣旨です。情報の追加については、御理解をお願いします。

(なお、確認票の送付については、所在地情報を追加することに対し同意を得るために行っているものではありません。)

問3 事業場公表されてから時間が経っているが、今頃になって所在地情報を公表するのか。

答 貴事業場を公表してから、〇年（又は〇か月）経過しますが、過去、事

業場公表を行った後に、元労働者等から事業場を確認するため所在地を教えてほしい等の要望がありました。

そうしたことから、公表された事業場において過去従事した経験のある労働者がより具体的に事業場を認識していただくため、本年6月に行った事業場公表から、所在地情報を公表対象項目としたところであり、既に事業場公表している事業場においても、公表している事業場一覧に、事業場の所在地情報を追加することとしました。

3 時期、方法

問4 情報の追加はいつごろの予定か。

答 日程は未定ですが、年内には実施する予定です。

問5 公表方法如何。

答 厚生労働省において全局分を取りまとめ、事業場の所在地情報を追加することについて記者発表を行います。

また、記者発表後、厚生労働省ホームページにも掲載している事業場一覧を、所在地情報が追加された一覧に変更する予定です。

4 所在地

問6 当社は、〇〇造船㈱の構内下請をしているが、所在地については、元請会社の所在地でよいのか。

答 事業場の所在地については、原則として労働保険が成立している事業場の所在地となります。

したがって、貴社にあっては、〇〇造船㈱で構内下請を行っているということですが、その造船所内で労働保険が成立していれば、当該造船所内

を所在地としてください。

一方、造船所内の作業が出張作業であり、造船所内で労働保険の成立がされていない場合は、労働保険が成立している工場又は事務所の所在地ということになります。

どちらにしても、事業場の所在地としては、労災認定を行った労働基準監督署の管轄内の所在地である必要があります。

問 7 石綿作業を行っていない事務所しかないにもかかわらず、所在地を公表する必要はないのではないか。

答 石綿作業を行っていた場所ではなくても、事業場名と事務所の所在地に記憶があれば、かつて公表事業場に勤務していた労働者が、具体的に事業場を認識することが可能であることから、事務所であっても公表を行うこととしているものです。

問 8 公表しようとしている所在地は事務所兼自宅であり、家族の生活に影響があるので公表されては困る。

答 石綿関連疾患を発症された方に対しては、かつて石綿ばく露作業に従事していた場合に労災補償の対象となる可能性があることを認識していただき、また、かつて石綿ばく露作業に従事していたが、石綿関連疾患を発症していない方に対しては、適切な健康管理に留意していただくために、事業場公表を行っており、その事業場公表の目的を踏まえると、自宅の住所であったとしても公表を行わないとすることはできません。

問 9 事業場廃止されており、公表予定の所在地はマンションが建っているのに、当該マンションの住民に迷惑が掛かるのでやめてほしい。

答 公表対象事業場がかつて当該場所にあったことは事実であり、そこにマンションが建築されていたとしても、公表を行わないとすることはできま

せん。(問8参照)

問10 事業場は廃止されているが、公表された事業場と同じ所在地には、公表された事業場と関係ない会社の事務所(工場)があり、迷惑が掛かるので所在地の公表をやめてほしい。

答 石綿を取扱っていた事業場が廃止され、新たな事業場が当該所在地で業務を行っていたとしても、公表対象事業場の所在地を公表しないとすることはできません。

事業場公表の際には、事業場廃止となっていることも情報提供することとしており、当該所在地に現存する事業場が別の会社であることは明らかになると考えます。

問11 有期事業の建設業において、労災認定等した場合、公表する事業場は、工事現場の所在地になるのか。工事現場の所在地を公表するのであれば、施主に迷惑が掛かるので、会社の事務所の所在地としてほしい。

答 建設業の場合、事務所の所在地を公表する場合と工事現場の所在地を公表する場合があります。

建設労働者の場合は、建設現場を転々と移動することが多く、最終ばくを事業場としての現場の把握が困難であることから、当該被災労働者が石綿最終ばく露作業を行ったときに所属していた会社を最終ばく露事業場として公表することとし、このような場合、当該会社の事務所の所在地を公表することとしています。

一方、最後に石綿ばく露作業を行った現場を把握することができ、その現場が、有期事業として労働保険を成立している場合は、労災保険給付も当該労働保険により行われることから、当該現場の元請事業者を公表することとしています。このような場合は、労働保険を成立した現場の所在地を公表することとしています。

労働基準監督署で最終ばく露事業場としての現場を把握しているのであれば、事業場公表の趣旨からも当該現場を公表すべきと考えており、こうした場合には、会社の事務所の所在地を公表するということとはできません。